

# 第82回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第2日）

平成30年6月7日（木曜日）

出席議員  (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1. 一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。皆様にはおそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

失礼します。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただくようお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1. 一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、一般質問であります。

10名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに9番、岡本義次君の発言を許可します。

〔9番 岡本義次君 登壇〕

9番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。9番議席、岡本義次でございます。

佐用町の町内も田植えが80、90パーセント植えられたんじゃないかと思えます。

昨日から梅雨にも入り雨が降ったりしておりますけれど、早くも台風が2、3個発生して、やはり秋には天災がなく豊作になるように願っておるところでございます。

本日は、2件の一般質問をさせていただきます。1件目は働くところの雇用の場を確保ということで、工業団地をつくり企業誘致ということで1件目を上げております。2件目については、獣害対策について、猿・鳥害等についてでございますけれど、この分については議員席からの質問とさせていただきます。

久崎にある工業団地には、7社ほど企業がありますが、多くの方が雇用の場として活況を浴びております。

日本の企業は中小企業が大部分ですが、その企業が黒字であっても、後継者がいないために、やめようか、閉鎖しようかとかいうような声を聞いております。

松下幸之助さんのナショナルや本田宗一郎さんのホンダも今や日本を代表する、世界的な企業になっております。

ナショナルも三又ソケットとか、本田宗一郎さんも、今ではジェット機を飛ばすほどのすばらしい企業として活躍をしております。

そういうやめようか、閉鎖しようかというような企業に訪ねて、来てもらうように努力すべきだと思います。

若者が学校を出ても働くところがないために、都会へ出てしまい、兵庫県下で人口減少率、一昨年ではワースト1、昨年では、2位になり、褒められたものではありません。

福崎町は、30、40分阪神間に近いけれど、次々と企業が来ておりますし、条件的には、

佐用は、智頭線、姫新線があり、中国道のインターがあり、鳥取道があり、国道 373 号線、179 号線と交通の要衝でもあります。土地は安く、佐用、南光、三日月等にも、そういう久崎工業団地のようなやつがあれば、若者が残ってくれたり、いっぺんには埋まることはないと思いますが、働くところがあれば、やはり、そういう若者が残れば集落においても活性化ができてくると思います。そういう努力をすべしと思いますので、副町長を 2 人制にしてでも、そういう企業をアポイントとりながら回って、1 つでも 2 つでも連れてくるように努力していかなければ、佐用はもう 1 万人を切って 9,000 人もなってしまうという声も聞いておりますので、今からでは遅いようでございますが、今からでもやらなければならないと思います。

この見解について、町長は、どのように思われておるか、お尋ねします。この場からの質問といたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。それぞれ御苦労さまです。

本日、一般質問、平成 30 年度の最初の本会議であり最初の一般質問となりますが、10 名の議員の皆さんから質問の通告を受けております。それぞれ、今日、明日にわたりまして質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ご質問の最初、岡本義次議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町内に、今、新たに工業団地をつくり、企業誘致をとということについてのご質問であります。

全国、いずれの町におきましても安定した雇用対策のため、そうした企業の立地、誘致等については、重要な施策の 1 つとして取り組んで来られておりますし、我が町におきましても合併、旧町時代から、そうした企業誘致に、それぞれ、その時代、時代、努力をされてきております。

そうした中で、久崎の工業団地がつくられ、そしてそうした団地ということではないですけれども、町内にはそれぞれ今、多くの企業が進出いただいて、企業活動に励んでいただき、町民の大きな安定した雇用の場となっているところであります。

しかし、そうした高度成長の時代を過ぎて、やはり経済がグローバル化する中で、企業としては安い労働力を求めて海外へ進出をするという流れ、こうした大きな流れが生まれて、現在においてもこうした企業間競争、合理化のために企業が工場の統合とか、また、海外へさらに進出をするとか、そういう中で、各それぞれ地方に進出した企業も撤退を考るといような、そういう状況も生まれているのが現実であります。

そうした中で、今、佐用町内に新たに企業誘致をする、工業団地をつくるということであれば、当然、企業にとって、それぞれ相当のいい条件といえますか、そうした条件が整ったものを企業に提供していかないと、これは現実に不可能だと思います。

その条件の 1 つは、これは社会インフラ、これがどういうふうにも、今、町内に整備されているか。このことについては、長年にわたって努力した上で、高速道路、交通の利便性、姫新線や智頭急行、こういうものも大きな要素にはなってくるわけです。

ただ、それと同時に、やはり企業が企業活動するためには、水道とか水の確保、こういうことも業種にはよりますけれども大きな問題です。現在の久崎の工業団地においても、なかなか水の確保ということが難しく、佐用町においては、そのために、相当いろいろな

努力を現状の中でもしている状況であります。

それと、1つは、一番大きなのは、やっぱり労働力の確保、これは、卵が先か、鶏が先かという話にもなるんですけども、現在、全国的に人手不足の中で、町内の現在の企業においても人手がなかなか確保できないと、そういうことで苦労されております。

そうした中に、あらたな企業を誘致するという点においては、やはり企業においては、労働力の確保が、安定した確保が見込めるかどうか、こういう点が大きな要素になってくるわけであります。

そうした状況を分析した中で、当然、佐用町に企業が立地していただく、誘致ができるということが、これは、私も理想的だと思います。岡本議員が言われるのは、当然、私も同じ気持ちであります。しかし、実際、佐用町の現状を見た時に、土地が安く提供できるか、町内の地形的に見れば、なかなか平地がない。山地を、林地を造成しようとするれば、大変な造成費がかかります。現在、太陽光発電という形で、利用しておりますけれども、申山のあつた造成においても、実際、土地はほとんど安く買って、また、その土ですね、造成するための残土とか、そういうものは無償であったとしても、あの実際、造成のためにどれだけお金がかかったかということ、私も聞いておりますけれども、あれで約8億の費用がかかっております。調整池をつくったり、道路を整備したり、それから造成をするということですね。

だから、町内の地形が非常に、山地を工業団地として使えるように造成するためには、それでも、やはり坪5万円ぐらいかかっておりますし、さらに土地を買収して、そこに水道を引き、いろんなことすると、どうしても佐用町の中で土地がない中であつたとしても、坪10万円以上の価格になることは、これは間違いないと思います。

そうした状況を踏まえた上で、佐用町においては、やっぱり現実的に、じゃあ、どうするか。若い人たちが、夢のある、また、魅力ある雇用の場を確保するために、やはり通勤圏内で、そうした雇用の場をつくっていくということが、まず現実的な選択、努力すべき課題ではないかということで、私どもの第2次総合計画の中にも謳っておりますように、播磨科学公園都市を生かした企業誘致について、これは、兵庫県や関係市町との連携の中で推進しますということを謳っております。

まず、通勤圏内である播磨科学公園都市、テクノポリスを核とした播磨科学公園都市圏域定住自立圏を魅力あるひとつの生活圏・経済圏として、県や企業庁・たつの市・宍粟市、近隣の市町と連携をして、そうした企業誘致に努めるということで、現在、その成果が生まれて、科学公園都市内に多くの企業が、今、立地をし、企業活動、かなりそれが新たな雇用の場となっているということは、ご存じのとおりでございます。

また、町内にも、当然、新たな企業を誘致ができればしたいということの中で、町が保有しております土地、そういうところについて、大きな土地はありませんが、活用を図っていききたいということで、引き続き努力をしていききたいと考えております。

そのためにも、佐用町の商工会とも連携をして、既存の、まず、中小企業、外からだけではなくて、現在、町内で活動をされております、していただいております企業が、さらに発展をしていただく。よそへ撤退をするというようなことは、ことを考えてられるということは、まず防止しなければなりませんし、さらに現在の企業を発展をしていただくために中小企業の設備投資にかかる新たな固定資産税の税制上の優遇措置も、今回、条例の中で提案をさせていただいておりますけれども、新たな今回導入する、新たに導入される設備等にかかる固定資産税、これを3年間無償にする。ゼロにするというような町としての特例を設けて支援をしていきたい。そういうことも考えて、今回、そうした議案も提案をさせていただいているところであります。

引き続き、そうした町内での雇用、安定した雇用の確保、そういう点については、いろ

んな形で努力をしたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思ひます。  
以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9番（岡本義次君） 大企業が中国等に進出したりしておりますけれど、なかなか、そこでうまくいかなかった場合撤退するといつても、なかなか撤退する時に、財産等没収されたり、また、出ていく時に、すごい補償を取られたりして、なかなかうまくいかないようでございます。

ですから、人件費が安いからといつて、全部が全部海外に進出するようないことはないと思ひます。そういう、今、席で言ひましたように、ナショナルや本田さんなんかも当初は中小企業であったにもかかわらず、企業努力をされて、すばらしいものをつくることによつて、日本を代表する企業になつたわけでございます。

ですから、そういう中小企業の黒字でありながら継続、後継者がいない。やめようか、閉めようかというようない企業を、やはりアポイントとして、話をしていくことによつて、佐用の、それはテクノでも、今、町長、おっしゃつたようにテクノでもいいんですけど、とりあえず土地の価格が佐用町ではもう、みんな年がいつて、もう畑も田んぼもようつくらんというようない状態になつてきております。ですから、そういうようない土地であれば、そんなに高くなくても、土地の価格そのものが落ち込んでおりますので、金融機関がどことはいひませんが、どことだつたら担保にもとれないと、金も貸せれることができないというようないことも聞いたことがございます。

ですから、それだけ土地の価格が、今、若者がいないために年老いた、そういう農業とか、いろいろしておつた畑、田んぼが、もうようつくらんようになって、草ぼうぼうになりつつあります。ですから、そういう安いところについては、ある程度、何ぼかまとめて、土地、町が手に入れて、固定資産税、町が払うことありませんので、確保することによつて、企業を回つて、少しでも来てくださいと、そういうようない努力を、やっぱり続けんことには、もう思ひだけで、頭から来てくれへんといふことであれば、当然、若い子は学校出て働くとこがないといふことで、出てしまつと。残る子は、ほんの少しというようない格好になつております。

昨日、作東の工業団地を訪ねて行つてみました。休みでしたので、34万平米あるそうでございますけれど、8社で400人の雇用があり、そして全て完売されたと聞いております。ですから、そういう作東であれば、佐用より、まだ条件的には、あまり、佐用がいいかと思ひます。ですから、そういうある程度、努力すれば来てくれると思つております。

（聴取不能）という会社などは、コンテナが、今、大型のトラックが、どんどん、私とこの家の前通つて南のほうへ、バイパスに乗つておるのかなと思ひますが、行き来していらす。

ですから、そういう、やはりある程度、自分とこが確保した上で、こういう土地がありますよ。来てくださといふふうには、副町長を2人にしてでも、その副町長を対外向けに企業を回るといふようないことは、今後、考えはないでしょうか。再度、お尋ねいたします。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵邊典章君）　　まあ、ホンダとか、パナソニックですね、そうした企業、確かに大きな企業になって日本の経済を引っ張ってくれている。それは、当然、私たちも、その歴史、日本の復興からの期から高度成長期、そういう時代の中で、成功した大きな企業だと思いますし、ただ、そういう企業ばかりではない。逆に失敗したところもありますし、それは、それぞれの企業の本当に、それぞれの努力と、また、その時代の背景というものは、大きく寄与していたと、関係していたと思います。

ですから、そういうものを、今後新たに生まれてくればいいということ、そういうことは、日本全体にとっても非常に大きな、これは寄与される、日本の将来にとって、経済にとって寄与できることだと、期待したいと思うんですけども、まあしかし、佐用町内に土地が今ある。そういう土地も安くなっている。確かに、それはあります。

しかし、先ほど申し上げましたように、企業が進出するためには、それなりに、きちっとした整備、要件を整え、整備しなきゃならない。

例えば、ただの土地であっても、無償の土地であっても、先ほど、私も申し上げました。そうした造成とか、企業が進出するために、整備をするためには、そのインフラ整備を含めて、相当の投資も当然しなければなりませんし、それを無償で提供できれば、それはまた、企業にとって大きな条件、有利な条件になるんですけども、やっぱりそれを、あくまでも投資したものを、価格を算定してくれば、土地代というのは、そんなに安くないというのは現実です。

それから、雇用においても、今、若者がいない。学校出ても仕事がないというふうに、今、言われますけれども、実際、町内の現在の企業でも募集をして、そうした人材を集めようということで努力されておりますけれども、なかなか雇用の場がないんじゃないかと、やっぱり人手が、それだけ不足しているというのが現実です。

それと、やはり若者が、もう1つは、魅力ある企業かどうかということになります。そういう点において、どんな企業でも来てもらっても、なかなか、それだけの人手は集まらないというのも、これも現実の今の状況ではないかということ、冷静に、今、これは見なければならぬことではないかと思います。

ですから、町内に、これは過去の歴史なので言っても、これは何もならないことですが、そうした高度成長期に土地をし造成をされて、作東の工業団地等においても長い間、本当に、まだ企業の進出がなくて、非常に財政的にも窮地に追い込められて、ああして道路、高速道路も直結するようなインターも後から増設されて、条件整備された、その努力、それは、私はすごいなと思います。だから、そのへんは、先見性と言いますか、非常に先を読んで、その当時、そこまで読めたかどうかわかりませんが、そういう、その20年、30年前から、そういうことに努力された中で、今、あれだけの企業が誘致されたということなんです。

ただ、だから、そういうことを、今、佐用町で、じゃあこれから、今、やったらどうだというご意見だと思います。すぐにはできなくてもということは何。

ただ、これからの時代を考えた時に、まず、それを私は、今、何十億というお金を投資して、そうした企業団地をつくって、それだけのリスクを背負って、本当に来てくれるかどうか、誘致できるかわからない。そういうことを今の時代の中でやれるかどうか。

私の選択としては、まず、佐用町だけで完結できるものではない。やっぱり経済圏と、これだけ広がってきた中で、世界がグローバル化して1つになっているような時代の中で、町だけで考えるべき問題ではないだろうと。町民の皆さんの生活においても、町内だけで生活ができるのではなくて、生活圏としての、この中で特に科学公園都市というものを、かなりこれも、もう20年、まちびらきしてから20年、造成始めてから30年です。

そうした中で整備してきたものを活用しながら、そうした中から新しい産業が生まれるということを期待しながら努力していく、そういうことに、今、取り組んでいるというのは、私は、それが私の考え方です。

ですから、今、中小企業でね、どういう企業があるのか、私もわかりません。それを1つ1つ例えば、新しく副町長をつくって、それが訪ねて行って、それを岡本議員が言われるような、もう企業をやめるとか、後継者がいないとか、そういう企業がどこにあるのか。なかなか手当たり次第に行っただって、それはなかなか、そういうところは、そう簡単にみつけることはできないと思います。そういう情報があれば、その情報を、できるだけ情報を収集して努力するということは、これはやりたいと思いますけれどもね、それつくったからといって、それができるといふふうには、私は考えません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本議員。

9番（岡本義次君） なかなか、そういう難しい面があると思います。しかし、オリンピックまでは、日本の全国で忙しくて人手が足りないということで、外国からも若い人を招き入れたり、そういう移民じゃないんですけど、そういう雇用の延長期間してでも、それを対処しようかという動きが出ておるのも事実でございます。

しかし、日本が一極集中の中で、やはり地方に、そういうある程度、移転してもらいうのか、何か300万円か、そういう移転についても国なり県が金を出してでも援助して、東京一極集中でなくて、大学でも増設を認めないとか、また、企業においても、そういうなかなか地方に、一極集中の場合、ああいう何か大きな地震があったり、また、何か天災の時にぺちゃんこになったら、やはりあきません。ですから、大木であっても、木や枝、葉がなくなれば枯れてしまうというように、国も東京一極集中のような格好の中であれば、そういう大天災が起きた時には、あんまりぺちゃんこになってしまうというようなことも考えられますので、それは国の考えのことかもわかりませんが、佐用も、そういう先を見越してでも、いっぺんじゃなくてもオリンピックの後でも、そういうやつがある程度来てもらおうと。

そして、久崎の工業団地においても、今、多くの方が雇用されておりますけれど、そういう今、町長がおっしゃった中で、そういう今、既存の企業でも大事にしていかんとあかんということも言われておりますけれど、商工観光課長が、そういう企業を一月に1回、もしくは二月に1回でもお訪ねして、増員とか、そういう見通しとか、いろいろな、そういうニュースというのか、そういう訪ねて行って、いろいろなことを話し合ったりはしておるのでしょうか。そこらへんは、どんなでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 工業団地等の企業を訪問しているかということでございますが、現在のところは訪問をして話をすることはできておりません。

できれば、そんなに頻繁には行くことは不可能かと思っておりますけれども、今の雇用の充足率の状況ですとか、そういったことは、一度お話を聞きたいなと考えております。



〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本議員。

9番（岡本義次君） 久崎の工業団地だけでなく、佐用町内にある企業については、やっぱり二月、三月に1回ぐらいは訪ねて行って、そういう情報交換も含めて、もし、その企業で、そういう雇用をもっと確保できないか。いわゆる定年なってやめられたら、その新しい人は佐用町内の人を雇用してくださいとか、そういうような、やっぱり連絡を耳にしておかんと、横山さんが作東工業団地で向こうへ行かれて、3分の1の面積を向こうへ行って買われたわけですね。型枠の外注をしておったんを、自分とこでやるというような格好で、作東へ言わば逃げてしまったというたらおかしいですけど、佐用に本社があるにもかかわらず、やはり佐用で土地を確保します。佐用に残ってくださいというような情報をいち早くキャッチすれば、作東へ全部行かれなかったんかなという気がしますし、今、横山さんを昨日も訪ねてみた時に、特許技術をたくさん、2つ、3つ、4つと取られて、東京の国土交通省から災害とか仮橋かけるとか、いろいろなことでいち早く直接電話かかってきて、それに対処できておるといことでございますので、そういうようなことで、やはり普段から企業と連絡を取り合ってやっていくということが大事じゃないかと思えます。

そこで、商工観光課長、久崎の工業団地で、何社の何人ぐらいの雇用があるというようなことはつかんでいらっしゃいますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 工業団地ですが、7社があるということですが、今現在、ちょっと何人の雇用があるかということは、数字は、この手元に持っておりません。申し訳ございません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本議員。

9番（岡本義次君） やっぱり、そういう7社あって、雇用を何人されておって、町内の人が何人ぐらい働いていらっしゃると。あっこの中、時たま通ってみるんですけど、自動車がたくさんとまったりして、たくさん多くの方が働いておられると。活気をにぎわしておると。やはり、そういう格好の中で、ちゃんと商工観光課長となれば、何万平米の中で、どこの会社が何平米ぐらい持っておって、何人ぐらいの雇用があるということぐらいは、つかんでおいてほしいと、このように思います。

ですから、やはり、そういうことも、久崎だけじゃなくって、ほかのどこでも会社がありますので、そういうふうなことも、ちゃんと押さえて、ちゃんと自分とこの手持ちとして知っておいていただきたいと、このように思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵途典章君） 町内で、そうして立地して、いろいろな事業活動している会社、私も全部を訪問していませんけれども、例えば、協成バルブなんかにおかれましても、少し前に撤退を考えるとということで、日本国内に7カ所ぐらい工場を持っておられて、それを集約をしていくという中で、今、佐用から、そうした撤退をするという方向（聴取不能）に上がりました。当時、工場長をされていた方も、私の知り合いなので、それでは大変なことなので、何とか残ってほしいと、そういうお話しもさせていただき、そして、前回、去年でしたか、工場の緑地率、そういうものを緩和するというような対策をして、協成バルブも、新たにこちらに設備を増設、存続させていくという方向にされたということで、この点も、先般もお会いして、いろいろとお礼も言い、よろしく願いしたということです。

それから、今、お話し横山基礎、具体的に名前を挙げさせていただきますと、これは佐用町内における本当に全国で活躍をされている企業です。新しい、そうした特殊な基礎工事の技術を持って国土交通省からも、特命で、そういう技術の採用をされているというような、そこまで、やっぱり技術力を持って、今、活動をされています。

先ほどの美作、作東の工業団地の進出においてもね、当然、私も話は聞いております。あれだけの条件の中で、あちこちに、やはり資材置き場と、いろいろと佐用町内にも持っておられますし、1カ所でできる仕事ではないわけです。

ただ、やはり横山さんとも、企業においても町内に本社を、これをずっと置いてほしいということで、私も当然、定期的にお伺いして、その企業、現在、その仕事の状況とか、考え方、いろいろとお伺いしたり、町からもお願いをしたり、雇用についても、次々と若い人を雇用していただいておりますので、そういう点についても情報をとっております。

ですから、そういうことを、やはりしっかりと連携をとって、町内の企業の方々を、佐用町で何とか頑張ってもらえる。こういう、やはり状況を町としての取り組みは、これは非常に重要だと考えております。以上。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本議員。

9番（岡本義次君） 今、町長おっしゃったように、やはりそういう相手を訪ねて、いろいろ情報交換することによって、協成バルブも佐用町に残ってくれるようになったと、こういうことが一番大事なことでございますし、これからも、やはり商工観光課長は三月に1回ぐらいは訪ねて行って、そういう各企業と情報交換しながら、どういう状態なのかと。まだ、さらに雇用して増えていくのか。減っていくのか、そういうようなことも含めて、やはり密にしてやってもらうのと同時に、先を見据えて1カ所ぐらいは、やはり土地が年がたって畑も田んぼもようせんようになった。もうどうにでもしてくれ。ぺんぺん草が生えておると。そういうようなところについては、ある程度まとめて、1つの企業なり来てもらうように努力をしていくべきだと思いますので、そういうふうに、今後、佐用町においても、そういうインターネットを使ってでも、どこの企業が、そういう後継者がいない。どこかしめてしまうか、閉鎖してまおうかというようなところをつかまえてでも、佐用へ来てもらえれば、ちゃんと後引き継いでやりますよというような格好の中で、頑張っていて、若者を少しでも佐用に残していただくように努力をしていただきたいと、このように思っております。この件については、以上でございます。

それでは、2件目に入ります。

猿・鳥害等について、三河や海内、あちらこちらで猿が出没して、野菜、果物等を食い荒らし、町民は困っております。

町は何らかの対策は打っているのでしょうか。

猿のおりも役場の檻を貸し出ししていますが、個人でつくったおりではだめと聞いておりますが、それは、どうしてだめなのでしょうか。

猿の捕獲料も他町では1万円ぐらい出しておるそうでございます。佐用町では6,000円か7,000円と聞きましたけれど、猿は賢いので網張っておっても上からでも下からでも、どこからでも入ってきますので、イノシシや鹿が1万円ということであれば、猿もその1万円ぐらいやってもいいんじゃないかと思うんですけれど、そこらへんは、どうなのでしょうか。

それから、カワウとか白鷺も増えて、川に生き物を、ほとんど食べてしまって、じゃことかアユもやられてしまっておるんじゃないかと思うんですよね。ですから、そこらへんの対策も、どのように駆除される努力をされておるのか、お伺いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目のご質問でございます猿・鳥害についてのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の猿の被害であります、三河や海内のあちこちで猿が出没して、野菜、果物を食い荒らして、被害が出ております。

ニホンザルの町内での出没の被害というのは、その地域にある程度、今現在は限られておりますが、この対策といたしましては、町鳥獣被害対策実施隊というのが、一応、設置しております。実施隊によって被害報告を受ける毎年大体被害が発生しやすい時期というのが出てきます。そういう中から7月から翌年の2月の間、その実施隊によるパトロールを実施して、ツキノワグマ対策も含めて監視と必要に応じて花火、また、轟音玉等による追い払い。これは基本的には追い払いなのですけれども…を行っております。

そういうことで、何ら対策を打っていないかということでもありますけれども、これまでも、このことについては、何回もいろんなご質問、皆さんのご質問の中でお答えをさせていただいたとおり、そうした対策をしているということ、この点については、ご理解をいただきたいと思っております。

ただ、こういう追い払い等の実際対策については、なかなか大きな効果といいますか、継続的な、永続的な効果が出ないというのが現実であります。

また、猿おりを船越、河崎地区に設置をしておりますが、これは、捕獲を遠隔操作でできるおりでありまして、その仕組みは、おりの側にカメラを設置し、猿が入るとセンサーが反応してメールで通知をして、スマートフォンアプリ等を用いてスイッチを押すと、おりのふたが作動して扉が閉まるということで捕獲ができるというようなものであります。

そのほか、防護柵のワイヤーメッシュを張り巡らしたその上に、やっぱり猿は上から入ってきますので、その上に電気柵を設置するという猿用の防護柵の設置の補助、こういうことも行なっております。

効果は、最初のうちは当然あるわけではありますが、猿は、今お話しのように賢い動物でありますのでさまざまな手を打っても次第にその効果がなくなるというのが現状であります。ただ、猿用の電気柵については、これはある程度、効果が今、持続しているというこ

とで自治会からは報告を受けているところであります。

次に、猿のおりも役場のおりを貸し出しておりますが、個人でつくったおりはだめだと聞いたということで、それが本当にだめなのかということでございますが、個人でつくられたおりがだめと言うのではなくて、おりを使うためには、狩猟の資格が、まず、必要だということであります。有害鳥獣駆除であれば町の許可を受けることが必要であり、また、町の猟友会へ加入も必要になってまいります。これらを受けた者であれば、農林振興課が管理するおりを貸し出ししているわけでありまして、環境省令で定める法定猟法に準じた個人で、自分でおりをつくり、捕獲することということも可能ということでございます。

次に、猿の捕獲料についてであります。他町では1万円と聞いたが、佐用町では6,000、7,000円ということで、もう少し高くしてはどうかということではありますが、佐用町におきましては、現在、これは猟友会と協議をした中で決めておるのは、銃器の場合1頭1万円。そして、わなの場合は1頭当たり6,000円と、一応、決めております。

町のこの猿の捕獲補助金につきましては、猟友会と先ほど申しましたように協議し、決定した金額であります。捕獲後の処分費も含めて、やっぱり捕獲しただけではなくって、これを殺処分ということをお前提にしないと、放してしまったのでは、何も効果がないので、そういうことを考えて、そういう対応をしていただくということを含めて、今後、猟友会と再協議をして必要であれば補助額の増額も、これは検討を、今後していきたいと思っております。

次に、カワウや白鷺が増えて、川の生き物を食べてしまっている。本当にたくさん、今、増えておりまして、その駆除について、どういう努力をしているかということであります。現在、町内にカワウと白鷺が混在する3つのコロニーが存在するのを確認しております。これらも移動をしているんですけれども、現在、ある程度集まって、夜過ごすというコロニー、こういうものがあり、それが3カ所、一応、大きなコロニーが3カ所を確認しております。これらの被害といたしましては、千種川漁協からもアユ被害や、また、通学路へふんが落ち、道路が滑りやすくなり危険だというような報告も上がってきております。

町では、その対策として鳥類が嫌がる特殊波動を電氣的に放出するハンドランチャーを使用して追い払いを行っております。また、鳥が嫌がる8キロヘルツから40キロヘルツのノイズ、こういう音、ノイズ、雑音を30秒間発射して、赤外線感知センサーとソーラー発電によって無人で長期的にノイズを発生できる害獣忌避装置等を対象地区に試験的に設置をしております。しかし、今は、抱卵期また、ヒナへの給餌期でありまして、一時的には離れるんですけれども、また、戻ってくるという現状が確認できます。

こういう中で、やはり駆除することが、一番効果的なんですけれども、これにつきましては、猟友会に、銃器によるカワウの捕獲、この本年5月7日から7月31日間の間、許可して駆除を行うということで許可を出しているところでありまして。

そういうことで、鳥の被害というのも増えて、本当に川に小魚がもういないというような、そしてカワウも以前は赤穂のほうだけだったんですけれども、今はもう、千種川本流だけではなくて、佐用川の支流、それももっともっと石井の奥までカワウも飛んでくるというような状況になっていることは、十分認識をしております。

それに対して、そうした銃器をお願いをするんですけれども、やはりご存じのように、鉄砲というのは下を向けて撃ってはいけないとか、いろんな規制が、銃の使用規制がございます。猟友会の方とお話しても、なかなか捕獲、撃てる場所がない。道路から撃ってはいけない。下を向けて撃ってはいけない。住家があつてはいけない。そういうことで、今、まず、行政としてできることは、そうした追い払いして分散せよということ、そういうことしか、なかなか手の打ちようがないというのが現状だということもご理解いただきたいと思っております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 猿の後の処理まですればということで、今、6,000円が猟友会と話して1万円でも引き上げる相談したいという町長の答弁ありましたけれど、それも早急にやっていたら、円光寺も鹿が、奈良の鹿公園ぐらい20頭含めるぐらい飛んで出よったんですよ。今、みんなが、そうやって頑張っていたら、もう2、3頭ぐらいな感じで減ってしまいました。

ですから、私も町長が町会議員も取ってくださいと言われて、元町へ講習を受けに行くと、一昨年が10頭捕まえて、去年は4頭捕まえました。

ですから、そういうみんなが努力することによって、皆さんが、そのつくった物を食べられんとか、そういうことに少しでも、どう言うんですか、みんながやる気を持ってもらうためにも、やはりみんなが努力して頑張らんとあかんというふうには思っておりますので、猟友会と早急に話してもらって、その分についてもひとつお願いしたいと思っております。

それから、聞きましたら、あそこモンキーパークがありますけれど、入園料を猿を見に来られた方は、当然、取られておるわけなんですけれど、そこに町道があって、町道へ入って行って、山のそういう散策したり、そういうふうな時にも同じように料金を取られると、ですから、そこらへんは、ちょっとおかしいん違うかというようなことで、よそから見えた方でも、ちょっと、そういう何か文句が出ておるそうなんですけれど、そこらへんは、農林振興課としてもつかんでいらっしゃるんですか。町道通ったら入っていくことによって料金を同じように取られるということについての認識はありますか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、農林振興課が答える問題ではないと思っております。

ただ、それも、そうした昔から長年観光施設として経営を、運営をされております。そうした事業をされている方との関係もありますので、それが、その正しいのか、間違っているのか、そういうことは、なかなかすぐに、それが町道だからといって、町道もその公園の中を通っているということでもありますからね、ですから、ここで答えを出すということではないと思っております。お答えはできません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本議員。

9番（岡本義次君） まあ、そやけど、町民なり町外から来られた方が、そういうことで、ちょっと、おかしいなということが出ておる以上は、何らかの、どこの課が町道であったら建設課かわからんけれど、入っていくということについて、料金を取られるというのも、ちょっとおかしな話ですので、そこらへんについても、調整ひとつやっていただきたい。このように思います。

ですから、そういう、なかなか、私が、前、去年、ドローンを使って、ある程度、猿や

鳥の追い払いや、いわゆる高架橋の下の調査等もいうことで、ドローンの会社が佐用町に1機、そして、2人のそういう講習も含めて援助してもらえて、佐用もまた、1機買いますと。3人ぐらいをやるということは、これは非常にいいことだと思います。これから、どんどんそういうやつも活用しながら、やっぱり、いろいろな面でドローンを使って追い払い、また、その調査、写真、そして、いろいろな確認、そういうようなのを、さらに頑張ってもらいたいです、このように思っています。以上です。

議長（山本幹雄君） はい、岡本議員の発言は終わりました。  
続いて、7番、竹内日出夫君の発言を許可します。

〔7番 竹内日出夫君 登壇〕

7番（竹内日出夫君） 7番、公明党の竹内です。

今回は、屋外型収納ボックスを活用した AED の設置についてと、犬を活用した有害鳥獣対策についての2点の質問をさせていただきます。

この席からは、屋外型収納ボックスを活用した AED の設置について、質問をさせていただきます。

緊急時の救命に役立つ AED の市民による使用が認められた 2004 年以後、AED の配備が急速に進みました。

本町においても、把握されているだけで民間も含め約 100 台の AED が配置されています。

AED の活用が全国的に広がる中で、京都大学の石見教授は、心臓を原因とする年間約 7 万人の突然死に対し、効果的に使われていない実態もあり、AED の普及から救命率の向上につながる救命体制の構築を進める政策段階に移っているなどと指摘されています。

また、厚生労働省が、13 年に発表した AED の適正配置に関するガイドラインによれば、市民による AED の使用例が少ない理由として、心停止の発生場所と設置場所のミスマッチ、設置場所が周知されていないことなどを挙げ、効果的かつ戦力的な配備と管理を進めていく必要があるとしています。

具体的には、心停止から 5 分以内に除細動を可能にすることが、救命率を高め、社会復帰率も高くすることができるとしています。

また、可能な限り 24 時間、誰でも使用できることや、学校施設では心停止が発生する頻度が高い運動施設への優先配置などが挙げられます。

本町においては、役場や各支所、保育園、学校、体育館、病院関係施設に多くの AED が設置されています。しかし、一部を除いて休日や夜間には使用できないため、24 時間使用できるようにするため、屋外型収納ボックスを活用した AED の設置を提案するものです。

町長のご見解を伺います。

以上、この席からの質問を終わります。

議長（山本幹雄君） はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、お二人目の竹内議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、竹内議員の1点目のご質問でございます屋外型収納ボックスを活用したAEDの設置でございますが、屋外型収納ボックスを活用したAEDの設置につきましては、以前も同じようなご質問を受けて答弁をさせていただいたと思いますが、屋外用の収納ボックスに設置するためには、ご存じのとおりAEDを収納するボックスが、当然、必要であり、また、そのボックスにつきましては、AEDの機能を維持するために、ボックス内の温度を一定に保っていく、常に保っておくということが必要で、ある程度の温度範囲の中で保っておくということが必要であるために、一定以上になると、電動ファンが作動して温度を下げたり、また、一定温度以下になると、電熱ヒーターを作動して温度を上げたりする、そうした機能も必要となると聞いております。また、そのためには、電源工事等も当然、必要であり、相当の工事費、また、設置費が必要となります。

佐用町の気象状況からしますと、夏が暑く、冬は氷点下5度以下に下がるということもよくあり、屋外型収納ボックスを設置する場合は、温度調整できる収納ボックスが必ず必要となってきますので、屋外型収納ボックスを設置することは、なかなか課題が多いということで、現在のところ、今、考えておりません。

現在、AEDは、把握できるものとしたしましては、今、竹内議員もお話いただきましたように100台近くということで、実際、実数として96カ所に98台の設置を把握しております。そのうち、学校を含め町が管理しているものが54カ所ございます。

なお、以前、竹内議員からも提案がございました24時間、誰でも使用ができるということで、そのための工夫として平成27年度に、上月・下徳久・末広の駐在所にAEDを設置、警察と協議して設置しているところでございます。

また、心停止の発生場所と設置場所のミスマッチというご指摘でございますが、町内の平成29年度AEDの使用状況ですね、これは4件あったということで、3件が老人保健施設、あと1件がゴルフ場での使用がございました。心臓突然死は、特に高齢者や運動中に起きることが多くて、町内においては、ほとんどの老人保健施設やゴルフ場、社会体育施設にAEDを設置しておりますので、町内においては適切な場所に設置済みというふうに思っております。

設置場所の周知につきましては、引き続きホームページなどで周知をするとともに、社会体育施設利用者の方に設置場所などを徹底するよう、周知していきたいというふうに考えております。

また、一番大切なことは、単にAEDの設置数を増やしたり、設置カ所の工夫をするだけではなくて、それだけでは、必ずしも十分な救命率の改善につながるとは言えないということで、今、竹内議員もご指摘のように、大学の先生、専門家の方も、そういうご指摘があるということであります。AEDがあっても使用方法がわからないと、これはもう何も役に立ちませんので、AEDの使用法や心肺蘇生法とあわせた救急講習会を消防署等で継続して実施をしているわけでありましたが、今後、当面は、まず、こうしたAEDを使えるということです。こういう点に1人でも多くの方に、こうした講習を受講していただいて、これが活用できる、実際に活用できるというふうに努力をしていきたいと、まず、考えているところであります。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） 先ほど、町長の答弁の中で、設置するのに非常に費用がかかるとい

うお話がありました。これ、私、ちょっと、調べてみますと屋外型収納ボックス、安いのは2万5,000円ぐらいから、盗難防止装置がついたり、先ほど言われたように温度調節がついたりという部分も見ますと、これは14万円から15万円ぐらい。それで、工事費を含めても、それほど高いようには思わぬのんですけど、このあたりは、町長、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 高いか安いかという判断ですよね。AED確かに、そういう時に、救命できる1つの方法だということは、よく私らも認識しております。

ただ、それを突き詰めていくと、常に、そういうものを持ち歩かなきゃいけないというぐらいのところまで行ってしまうので、現在、先ほど申しましたように町内には、それなりの箇所に個数も設置をしている。ただ、設置しただけでは、なかなか十分な活用にはならないし、それが救命率にもつながらない。

現在、そうした使用の発生、見ていますと、それによって助かったという点は、あったかどうか、私はわからないんですけども、実際に、高齢者がたくさんおられます高齢者の施設、また、ゴルフ場とか、また、社会体育施設、皆さんが利用している間にということです。その点については使えるように、ちゃんとできているんで、そのあたりで、あとは、そこにいた人が使えるように、まずしていくことが、まずは一番、今の段階での必要なことかと思えます。

その後で、そうした救命率を上げていく上に、このことが、どことも全部が通常で、どこの市町でも全国的にきちっと、そういう方法で設置するという1つのマニュアルができてくれば、それは当然、町も考えていかなければなりませんけれども、今の段階では、私は、それまでの段階ではないと思えます。

[竹内君 挙手]

議長（山本幹雄君） 竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） 町民の皆さんに安心感を与えるという観点からも、やっぱり24時間、あそこに行ったらあるんだと、それを使えるような状態であるという状況をつくるのも1つの町の役目ではないかなと思うんですけども、この点は、町長、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それはそうです。わかります。それは否定しません。

ただ、AEDも、じゃあ今、言いましたように、安心ということになっていくと突き詰めていけば、どこにそれが、屋外にあったとしても、例えば、そういうことが必要になられた方が、どこで発生するか、これはわからないわけです。ですから、やはり、そこまで行く距離、町内これだけ広いとこで、一人一人のこと、人命大事ですから、一人のことを、



まず考えていけば、それこそ各家にとりか、また、自分自身が持って回らなきゃいけないというようなところまでなってしまうからね、まあ、今の段階で AED だけじゃないんですね。必要なのは。例えば、脳出血もありますし、その心臓だけじゃない。突然にいろいろな異常を来たすということはいっぱいあります。けがもあります。これは社会的には、今、救急救命体制とか、いろんな形で、これは対応してきて町民の皆さんの生活の中で安心していただけるという、100 パーセントじゃなくって、今まで以上に安心していただけるという社会づくり、地域の、そういうことについては、努力をしているわけなので、屋外型というものを、今、設置するとしても、まだまだ、そういうところで全部のところをしても、それが、それだけ本当に使われているかどうかということも検証しなければいけませんし、必要かということも検証していかなければなりません。

その大したお金じゃないと言われても、やはり工事費を含め、また、維持費もこれ当然要るわけです。設置すれば、更新もしていかなきゃいけないわけです。それが 1 台、15 万円、20 万円になっても相当のお金になります。こうしたものについて、町民の皆さんにとって、どうしても必要だということであれば、当然、町としては、最優先で考えていかなければならないと思いますが、先ほど言ったように、AED については、今の段階では、今設置している場所、できるだけ発生しやすい場所だろうという想定できる場所ですね。これは。想定できる場所と、また、その期間、時間ですね、使われているところ、そういう形で、1 つの役割は、十分果たしているのではないかと思います。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内日出夫君。

7 番（竹内日出夫君） 先ほど、各家庭に 1 台あったら一番理想的だと。これはもう、私、極論として思いますので。

ただ、今、設置してある、この本庁とか、本庁には住民課にあたりするんですけど、その支所、その機械を本体を使って、それを収納する屋外型の収納ボックスを設置されたら、その本体のお金はもうかからんのんで、比較的安くできるのではないかなと思っております。

それと、心肺蘇生法と AED を使用することによって救命率は上がるわけなんですけれども、心肺蘇生法の講習とあわせて AED の講習も一緒にされておると思うのですが、町の職員さんは、こういう事案が発生したら即対応できるように訓練はされているのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私らも 1 回は受けておりますから、すぐそれが、すぐ対応できるかどうかというのはね、その時、なかなか難しい点はありますけれども、職員においても、そういう講習は受けております。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） 年にいっぺんとかではなくて、業務に差し支えない範囲で、年に2回とか3回とか、できたらしてほしいなと思います。

学校関係について聞きますと…ええっと、ごめんなさい…、これ本年の5月18日、横須賀市消防局は人命救助に貢献したとして、海上自衛隊員とその知人に感謝状を贈っています。これは、3月5日よりショッピングセンターの飲食店で79歳の男性が突然倒れ、別のテーブルで食事中だった隊員が店員に知らせ、一緒にいた知人にAEDを取りに行くように指示、隊員は心臓マッサージやAEDによる救命活動を行い救急隊に引き継ぎ、男性は1カ月の入院後、社会復帰された。

AEDを使用するとしても、やっぱり心臓マッサージと併用して、心臓マッサージをしながらAEDを取ってくるというようなことが大切だということが書いてありました。

でも、以前に小学校にもAEDを使うように訓練したらどうかなということを言いましたら、危険だということ、答弁ありました。

それで、小学校では、心臓マッサージなどの訓練をされているとおもうんですけども、いざという時に先生や児童、生徒が協力して心臓マッサージやAEDを使用して人命救助ができるように、生徒と先生連携してできるような訓練とか体制、お話はされているのでしょうか。学校で。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 前回もお話しさせてもらったとおりになんですけれども、小学校の低学年、中学年、また、高学年もそうなのですが、子供たちはあくまでもAED直接云々ということは指導しておりません。

ただ、用途の大切さというのは、当然、指導しております。

それから、職員については、毎年、訓練をしております。これは、AEDもそうですし、心肺蘇生、これも全員、毎年やっております。

それで、今年、また、消防署のほうからの提案もありまして、訓練士、今度はAED救命のさらなる（聴取不能）、応急手当普及員というのですかね、そういうさらにパワーアップしたのをやりたいということで要望も来ておりますので、それに参加するような方法もっております。

それで、前にも言いましたように、中学生については、できるだろうということで、3年生を中心に講習も受けさせております。

あくまでも子供たちは、事が起こった時には、すぐに知らせなさいと。知らるは十分できますので、知らせなさいという指導をしているということで、それが一番の協力だと、子供たちには思いますので、そういう形で対応させていただいております。以上です。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） ありがとうございます。

このAEDの屋外設置の関係も、できるだけ前向きに考えていただいて、役場の玄関とか各支所の入口へ行ったらあるというような状況をつくってもらったらありがたいなと思

っております。

この件の質問については、これで終わります。

続いて、犬を活用した有害鳥獣対策について。

以前は、人手もあり田畑の管理が行き届き、また、燃料として薪やまきをつくるため山の本を伐採し里山も整備されてきました。

しかし、この 10 年で町の人口は 2 割以上減り、高齢化も進んでいます。それにつれて耕作放棄地が増え、山と人里の間にあった緩衝地帯が少なくなり農作物の被害が目立つようになりました。

近年、夜間だけでなく昼間でも、車で走っていると鹿やイノシシなどを見かけることがあります。

野生動物の存在は、自然の豊かさを感じることはありませんが、これらは農家にとっては農作物を食い荒らす獣害として深刻な問題となっています。

本町においても、里山整備や電柵・防護柵に相当の予算を組み住民の皆さんとともに、獣害対策に取り組んでおられます。電柵や防護柵は一度設置すれば永久にもつものではありません。その修理のための負担もかかります。

昔はいた野良犬や放し飼いの犬が減ったことが、野生動物が人里に近づくようになった原因の 1 つかも知れません。

広島県の神石高原町では、かつて野良犬や放し飼いの犬のように人里から野生動物を遠ざける里守り犬の事業を開始され、現在、猿やイノシシなどの野生鳥獣被害から里を守る里守り犬の育成や、山と里の境界を多くの犬と散歩しながら、野生動物が近づかないようにするドッグトレイルが行われています。

そこで、本町においても、犬を活用した有害鳥獣被害対策を提案するものですが、町長の所見を伺います。

議長（山本幹雄君）                    はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                    それでは、竹内議員からの 2 点目のご質問でございます犬を活用した有害鳥獣対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

広島県の神石高原町では、有害鳥獣対策事業として里守り犬育成プロジェクト事業に取り組んでおられるということですが、これは、かつて、どこの集落でもそういう状況だったと思いますが、里で犬を放し飼いにされていた。そうした形で人里から野生動物を、これが結果として遠ざけていたということから、追い払いの訓練を施した犬を獣害に悩む地域の人に飼ってもらって、猿などが出没すれば飼い主と一緒に出動して追い払うという事業であります。私も、こうした以前からのこと、昔のことを考えた時に、獣害防止対策として犬が非常に効果的ではないかなということ考えたことがございます。

そうした犬を使って、山と人里との境をつくっていくということ、これは非常に効果があるというふうには考えるわけですが、こうした事業として、この神石高原町におきましては、NPO 法人ピースワンコ・ジャパンに委託をして、動物愛護センターなどから保護した犬を訓練し、飼い主となる農家にも勉強会に参加してもらい、犬を適切に扱うための技能や知識を段階的に習得して、3 年間かけて犬と飼い主のペアが自立することを目指すという事業だということでございます。

平成 29 年度に 1 期生が 4 組終了して、今年度に 2 期生が 5 組入会をされているということでありまして、3 年間の訓練が終わると、認定審査を行い合格すれば認定犬とされる

ということでございます。

これらの訓練、審査は、犬だけでなく、飼い主も一緒に訓練を受けたペアで審査を受けるということで、その後は、里守り犬が里守り隊等を結成して、グループで必ず専門家1名を入れて活動するという事業であります。その成果は2年後以降となりまして、現在、まだ、その成果は検証できていないということでございます。

この取り組みを本町の事業として取り入れるとすれば、さまざまな問題を当然解決しなければならないと考えます。

例えば、この事業の主体は農家となります。農家の方自身が実際に自分の犬を、愛犬をインストラクターの指導のもとで訓練をして、愛犬とともに猿や鹿、イノシシの追い払いを行うことができるかどうか。また、犬を持たない農家の方が保護犬の譲渡を受けて、これを里守り犬として育成するような取り組みができるかどうか。

また、認定犬となっても単体での活動はできないので、何組かの里守り犬を育成しなければならないということでございます。

また、猟犬でさえ人、特に、幼児等を襲うような事故が発生する中で、安全管理等の危機管理が、これが徹底できるかどうか、これがまた、一番大きな問題だと、課題になるというふうに思います。

この事業では、保護犬を活用し殺処分を減らす活動に寄与しているため、その保護犬をきちんと飼育するために必要な費用は、1頭当たり年間最低15万円かかるといわれておりますが、その保護犬の譲渡を受けても以後の経費、養育といえますか、そうした費用は全て、これは当然、農家持ちとなりまして、町では訓練のみを無償で提供するという事業でございます。これらのことについて農家の方々に理解し、協力を得るということは、なかなか容易なことではないというふうに考えるところでございます。

神石高原町におきましては、町内にシェルターを設けて、捨て犬の保護・譲渡活動に取り組むNPO法人ピースワンコ・ジャパンに事業を委託して実施をされておりますので、まず、本町で取り組むことができるかどうかという、まず第一歩は、こうした事業をする活動団体を得ることができるかどうか。これが1つの、また、大きな課題でございます。

また、ドッグトレイルにつきましては、これはやはり現在、犬を飼っておられる方が、犬の散歩等も相当されておりますので、実際にある程度の効果があっているところもあるのではないかなというふうに思いますけれども、実際、これを事業として継続してやろうとすれば、現在の犬の種類もありますし、また、十分、人里といわば山林との境界ですね、そういうところについては、特に草刈りもできていないような、そうした昔の作業道、里道、こういうところが多いわけでありまして、そうしたところを定期的に巡回し、犬を散歩させるということ自体、これはなかなか、これも難しい状況であります。

誰かが、こうした取り組みをやっていただければ、これは1つ試しにやっていただければ、その効果というのは、ある程度検証もできるかなということを期待するんですけども、私も以前、そういう形ができないかなという話を猟友会の方とも話したことがあるんですけども、なかなか広い集落内、集落の周辺、こういうところを、きちっと、そういう効果が出るように、そうしたことを行っていくこと自体は、現時代の中では非常に難しいと言わざるを得ないと思います。

お答えとしては、なかなか十分なはっきりしたお答えはできませんけれども、私の考えなり、状況なりを説明させていただきまして答弁とさせていただきます。以上です。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君）

竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） 先ほど、町長のほうからピースワンコ・ジャパンの話が出ましたので、この話をちょっとさせていただきます。

私は、神石高原町の役場に行って聞いてまいりました。

それで、その時に、ピースワンコ・ジャパンの所在地も教えてもらって、そこに訪問もしてまいりました。

そこには1棟で250頭、棟が1棟で犬が250頭飼われておる。個室で4、5匹が一緒にずっとおるんですけど、そういう犬舎もありまして、また、ほかにも、ほかの犬舎は老犬がおるんだと。年とった犬を飼っておるんですというようなことで、このピースワンコ・ジャパンは、いわゆる動物愛護センターに収容された犬をもらってきて、この訓練するんだということで、広島県では、昨年度はもう殺処分ゼロだったそうです。

それで、その犬は、これは何犬ですか？というたら、もう雑種なんですと。それで、大きな犬もおれば、中型犬、大型犬はおりませんでしたけれども中型犬、それから、小さい犬もおりました。この犬を訓練して飼い主を探して渡すんだというような話もありましたので、これは非常に難しい仕事ではないなど。

それで、私の近所でも、比較的いい田んぼ、今年、この田んぼつくれへんのん言うたら、電柵あるけど、イノシシが出てきて、もうようつくらのや言うて、こういう所が2カ所ありました。

やはり、電柵あってもイノシシが出てきだしたら、もう出てきて、特に、稲作の田んぼなんかだったら、本当に無残なものです。

だから、こういった犬を使った、比較的犬を使った獣害対策が必要ではないかなと思うんですけれども、町長、しつこいようですけれども、どう思われますか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私は、効果はあると思います。効果。

ただ、だから、そういう獣害、非常に皆さん、誰もが困っておられるんですけれども、なかなか誰にも、ほんなら犬を飼ってくださいというわけにいきませんけどね、イノシシがこの辺のところに、山の近くに出ると、その農家の方が、そうした犬小屋を、そこにつくって、そこに長い放し飼いにはできませんからね。今の時代、ある程度の長いリード線、リードのその綱で犬をそこで、飼育するということを、まず、していただければ全体にはなかって、その地域のその田んぼについては、かなり被害が軽減できるというのは、イノシシや鹿においても、これは近寄らないというのか、出てこないというふうには、当分はね。

でも、それがつながれていて、全く被害がないとなると、だんだん、だんだん近寄ってくるという、なれてくるという可能性もありますけれどもね。

だから、そういうことも1つの被害を軽減する。これは何も、今、竹内議員お話しのように難しい、今さら新しいことでも何でもない。昔は、集落内に、どこへ行っても各家に、かなりたくさんの犬がいて、本当にそのころは、ほとんど放し飼いが多かったですけれども、勝手に犬が山のほうへ行って、うさぎを追ったりして、キャンキャンキャン声、その集落の中にもずっと聞こえていたと。そういうことで、そうした野生動物が近寄らないということだったというふうに、私も思うんですね。

だから、これを町の事業としてやれとなると、非常に難しいですけれども、これは個人

の方、それぞれの農家の方が、そういう気持ちで犬も飼っておられる方もいらっしゃいますし、ただ、家の中で飼ったんじゃ何もならんので、田んぼの中で犬小屋つくって飼っていくというようなことをやっていただければ、それは効果はあるというふうに、私は思いますし、こういう例がありますよということを、それは、獣害対策の1つとして、皆さんにお知らせするということは、これはできるというふうに思います。

[竹内君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、竹内君。

7番（竹内日出夫君） 田んぼの近くに犬を飼ってというのではありません。

これは、これ見ますと、ドックトレイルが月1回程度、毎回10頭程度の犬と、その飼い主が参加されているそうです。

参加していた女性は、犬と散歩することが地域のためになるので、とても有意義な取り組みだと思う。続けて参加して行きたい。このように話されておりました。

訓練された犬ですので、人にかむことは、まずないだろう。それで、ピースワンコ・ジャパンに行きましたら、本当にリードでつないでも、本当におとなしくて、その飼い主なのか、そのリード持った人の言うことは、よく聞いておりました。

これで、やはり訓練って、どういう訓練なんでしょうかと聞いたら、イノシシのにおいをつけたブロックみたいなものとか、猿のにおいつけたブロック、そこのにおいを嗅いだら、そこでとまるような訓練をしているそうです。

それで、一番難しいのは、どういうことですかと言ったら、私は、写真を見せてもらった限りでは、いわゆる道を年寄りから若い人まで、いろんな犬を連れて、ずっと散歩しよんですね。それで、そうすることによって、出なくなるんだという話を聞きました。

だから、最近、特に外で犬を飼う人が少なくなって、家の中ではたくさんありますけれども、少なくなって、こういう散歩しようか言うても、5人も10人も集まること、まず、ありません。

だから、これは1つの被害が多いところに働きかけてもらって、こういうことをされたらどうでしょうかというようなことを、町のほうから言うてもらったら、いわゆる電柵とか金網するのと同じように、その農家の方、参加していただけると思うんですけど、こういう、とにかく被害の多いところから、ちょっとやってみようかなというような構想はお持ちじゃないですか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 構想を持つということではなくて、そうした被害が軽減できるだろうということ、こういうことを改めて皆さんに考え出していただいて、犬を飼育していただくと、これは1つの被害の軽減方法になるんじゃないですかというような広報はできると思うんです。

だから、今でも、それは検証しているわけじゃないんですけども、犬を飼えば、散歩が必要になります。だから、ある程度の大型犬だけじゃない、中型犬なり、普通の犬であれば、散歩も全然、家の中だけで飼われる方もいらっしゃいますけれども、犬の散歩を、ずっと見ていたらされています。

私らが見ていた中でも、かなり遠くまで毎日散歩をされているので、それが1つの効果は出ているのではないかなと思うんです。実際にはね。

だから、既にそれやれるところと、ただ、それを獣害被害のためだけに、犬を飼って、そうしてくださいということ、これは町がなかなか皆さんに事業としてやってくださいというようなことを、お願いするというのは、非常に難しい。個人のやっぱり、犬が好きな人もありますし、犬が飼えない、飼うということは非常に大変なのでね、動物を飼うということは。

ただ、犬が好きで、また、飼いたいという方においては、こういう散歩をしたり、そうすれば、かなりの被害が防げるという効果があるのではないかなというようなことは、これはお知らせはできるというふうに思います。

[竹内君 挙手]

議長（山本幹雄君） 竹内君。

7番（竹内日出夫君） 神石高原町の議員と、ちょっとお話したんですけども、この議員は、我が家では、9年前から秋田犬を飼育しており、イノシシや熊対策の体験と実績に基づき犬を活用した獣害鳥獣対策を提案してきました。現在は、2頭目の秋田犬が里守り犬として訓練を受けております。毎日の犬の散歩によりイノシシが田畑に近づくことはありません。このようなお話がありました。

それと、里守り犬について、このようなお話がありました。里守り犬の訓練で、犬の正しいしつけができ、犬との関係が一層深まりました。

このような話もありまして、やはり訓練された犬は、散歩中でも人をぐっぐ、ぐっぐ引張って歩くような歩き方もしませんし、非常に犬との信頼関係もできるのではないかなと思っておるんですけど、やはりこういう…、あっ、これは岡本義次議員の質問にもありましたけれども、猿害ね、猿、これにも効果があるということを知っています。

だから、そういった効果があるということであれば、やはり取り組むべきではないかなと思います。

それと、これは、神石高原町の広報紙なんですけれども、この中に、『里守り犬第2期生を募集しています。町では、有害鳥獣対策の一貫として平成29年度から「里守り犬育成事業」に取り組んでいます。「里守り犬」とは、地域の田畑や里山を守るため有害鳥獣を追い払うことを目的として訓練される「犬とその飼い主」のペアの総称です。ピースワンコ・ジャパンで飼い主と犬と一緒に一定の訓練を受けた後、仕事をする家庭使役犬となります。里守り犬として訓練を受ける場合、環境整備（犬小屋など）を行った費用の2分の1、限度額10万円を補助し、訓練費用や消耗品は町で負担します。』このように、里守り犬を、飼い主を募集しておるというようなことです。

それで、平成29年度は、議員からお聞きしている話なんですけれども、先ほど、町長も言われたように、訓練期間は3年、訓練の委託料は351万円、飼育環境整備助成金50万円ほか合計426万円が、昨年度の予算であった。このように聞いております。

だから、本気で取り組んでいただいても、ものすごい費用がかかるような事業ではないと思うので、やはりこういう希望のところがあれば、前向きに取り組んでほしいなと思うのと、また、近くでも犬の訓練所もあると思うんですが、こういう犬の訓練してもらって、やっぱり少しでも害のないような、農作物に害の出ないような方策もとっていただきたいと思っております。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） ちよつと、待つて。はい、町長。

町長（庵途典章君） そうした犬の活用ということが、非常に効果は、私もあると思うんですけども、まず、その神石高原町がやっている、できているというのは、そうした補助金を出したり、費用の一部をみたり、そういう取り組みと、地域の住民の方々の協力です。ね、そういうものがあってできるんですけども、その前提として、このピースワンコ・ジャパン、こういう活動団体がないと、逆に言うたらできないという、なかなか難しいということだと思ふんです。私はね。

それで、このピースワンコ・ジャパンは、その獣害被害のために設立されて、こうした活動をしているわけではなくて、これはあくまでも、犬の殺処分、犬を保護しようという団体なんです。その活用の方法として、そのまた費用を捻出するためにも、それを獣害被害の対策に犬を活用していくということをとられているわけです。

ですから、なかなか、こういう活動団体が、私も答弁させていただいたとおり、まず、そういう活動団体を得るということが、こう簡単にはできないなど。全国でも、ここぐらいしかないんじゃないかと思ふんです。ね。そういうことまでやっているところ。

まあ、竹内議員は神石高原町に行かれて、このピースワンコ・ジャパンにも訪問されたということなのでね、そちらのほうで、例えば、佐用町なら佐用町、兵庫県なんかにも、そういうものの活動をやろうということ、そのお話をさせていただければ、それは、そうした、今言われるぐらいな、町民の皆さんにお話して、助成制度つくったりするようなことは、これは行政としては、それほど難しい話ではない。効果があれば、努力すべきところではないかと思ふんですけどね。

だから、その点、ちよつと神石高原町というのは、非常にある意味では、いい取り組みですけども、その条件整備の点について、やはりこうした団体の活動を、また、される場所を得るということがあってのことだということ、この点は、やっぱりちよつと、理解しておかなきゃいかんとこだと思ふます。

何とか、いろんな形で、こうした獣害被害対策、本当に少しでも被害を減らして、これは効果的に出して、こういうこと言わないような時代にしないと、この問題、言えば、これ被害なければ、もう支出しなくてもいいお金をいっぱい使っているわけですね。農家の方もお金だけではなくて、労力も非常にたくさんの労力を使っているという点、こういうことが、もう何十年も続いているので、これから先も、かなり鹿等については、捕獲をしてきて、やっとかさ頭数もかなり減ってきたという形にはなっていますけど、これを、また、放っておくと、一気に、昔のように、どんどん増えていくという形になるので、私は、県、国に対しても現在の駆除、駆除というのですか、捕獲、適正な管理をしていく、こういうことに、まずは一番は嚴重にしていかなければ、努力をしていかなければいけないということを考えております。以上です。

7番（竹内日出夫君） 1回終わりましたんですけど、どうもありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 竹内議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思ふますが、ご異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休息をとり、再開は午後1時15分とします。

午前11時39分 休憩

午後01時15分 再開

議長（山本幹雄君） それで休憩を解き、会議を再開します。  
休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
5番、小林裕和君の発言を許可します。

〔5番 小林裕和君 登壇〕

5番（小林裕和君） 5番議席の小林裕和です。

まず最初に、ちょっとお断りしておかなければならないのですが、一般質問の通告書というのは、質問事項は要旨は具体的に書いてくださいということであるんですけども、今回の質問については、想定なり予測するような内容もありますので、なかなか具体的には書いていなかったということでお断りしておきたいというふうに思います。

私は、各地域づくり協議会に係る共同研究の取り組み内容はという点でご質問させていただきます。

本年度も5月末で、29年度の出納整理期間も終了し、いよいよ30年度事業の予算執行が本格的に動き出すこととなります。

平成29年3月に策定された、佐用町第2次総合計画の中で、基本構想のまちづくりの課題の中に、主な課題として8項目あり、その中に地域コミュニティの育成と地域活動への町民意識の向上が挙げられています。

また、佐用町の将来像として実現に向けた基本方針の中で、各地域づくり協議会の活動の中心となる地域づくりセンターは、町民の誰もが参加しながら、身近な地域の課題解決に向けた活動の場として確保し、持続可能な生活圏を形成するとともに、協働のまちづくりによるコミュニティ活動を展開しますと設定しています。

この身近な地域の課題解決に向けた活動の場、持続可能な生活圏を形成するは、幅広い分野に関連することであるだけに、重要であると考えています。

だからこそ、前期基本計画の中においても、第6節で、地域活動を支え協働を確立すると謳い、地方自治と町民参画を活性化する仕組みづくりにおいて、地域づくり協議会への支援と連携強化、地域づくり団体の強化・育成と連携強化、集落コミュニティの活性化と集落維持への対応等々、主要施策と概要として挙げられています。

これらのことは、再度繰り返しますが、各分野に幅広く影響を与えることであり、時間はかかりますが大切な取り組みであります。

今年度、平成30年度予算に合併から12年が経過し、各地域づくり協議会も地域まちづくり計画のもと、活動をされてきた中で今までの経過を振り返り、今後も継続していくべき活動、見直しが必要な活動、新たな地域課題の発見などを目指して、地域協議会に係る共同研究費等が計上されて、次の段階に進もうとしています。

その共同研究の具体的内容と、どのような取り組みをしようとしているのかをお伺いいたします。

また、各分野にも影響があり重要であると申しましたが、このような振り返り研究とで

も申しますか、同様の取り組み、または、検証については、他の分野、例を挙げれば、農業振興をはじめとする集落維持の問題、商工業振興の課題、観光振興の課題等々にも、必要であると思っています。

また、地域づくりとも密接に関連しており、新たな活路を見つけ出す取り組みが重要で、現に取り組みされている事項もあります。これらの課題にも、今後、同様の取り組みを重点的に進めていかれるお考えがあるのかをお伺いたします。

この場での質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、小林議員からの各地域づくり協議会に係る共同研究の取り組み内容というご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

非常に幅広い問題、全ての問題を包括しているわけで、具体的にそれぞれお答えするというのは、なかなかできませんが、考え方、これの取り組みの方向、こういう点についてお答えをさせていただきます。

まず、この平成の時代も来年4月には終わるということで、長く続いた、この昭和の時代もだんだん遠くなっていく感じがいたしますが、戦後70年余りを振り返った時に、日本は戦後の復興、そしてその後の驚異的な経済高度成長を遂げて、国民の生活、私たちの生活も非常に物質的には豊かになっていったということですが、また、その成長の陰には私たちの町、全国の中山間地、地方の町の地域においては、人口が既に、今は一極集中と言われますけれども、もうそれはずっと過去においても都市を形成し、そうした都市部への人口移住ということで、人口減少、そして少子高齢化の進展、その中で過疎化が進んできたということ、そういう状況において、各自治体、市町は、その対策に今追われて、そういうことで、常に一番重要な課題として、いろいろな過疎対策、地域の振興策ということに取り組んできたということでもありますけれども、これから先、まだ、次の時代を見据えても、さらにまだまだ急激な人口減少を来す。しかも、それは日本の国全体が人口が減少していくという、そうしたかつて経験したことのない、そうした厳しい時代を迎えるということでありまして、そうした状況というのを、しっかりと真正面から見据えて、それを確保した上で、その対策に取り組んでいかなければならないということを経験的に考えるわけでありまして、

地域においては、当然、そういう中で、子供や若者の減少によるにぎわいの喪失と地域産業や伝統文化の担い手不足、また、空き家や耕作放棄地が増えるために起こる景観や治安の悪化などによる地域の魅力なども減少をして、目に見える地域力の低下だけではなくて、私たちの生活において最も身近で重要な役割を果たしている集落という組織ですね、この集落組織を維持することさえ困難な自治会、地域が増え、コミュニティの崩壊が進んでいるのが現状であります。

ただ、そんな状況においても、本町、それぞれの地域にお住いの方、生活を営まれる方々が住みなれた地域で、安全に、そして安心して、また、心豊かに暮らしていくために、何が必要なのか、何を变えて、どういう対策をしなければならぬかということが、当然、一番の課題でございます。

私は、そうした中で、やはり一番重要なこと、基礎となることは、これは、やはり住民がそこに生活をして、住民が地域をつくるわけですから、地域の住民の皆さんが自分たちの地域を自分たちが支えて、町を自分たちがつくっているという、そうした住民の自治意

識ですね、そうした自治意識をしっかりと、これから持つていただくこと、このことが全てのことに於いて一番重要ではないかなということを考えております。

そのために、町では、第2次総合計画においても地域活動を支え協働を確立するとの項目を掲げ、まちづくり基本条例に基づき、コミュニティ組織の強化と住民の参画意識の高揚などに努めるための体制の確立、環境整備を進めており、地域の歴史や文化を培ってきたコミュニティの維持と多様化する時代に応じた活性化の取り組みを支援をしていかなければならないということで、いろいろな事業活動を行っているわけであります。

本町においては、地域と行政が協力し合い、それぞれの責任と役割を尊重し、補完しながら地域の課題解決に当たるための協働のまちづくりという基本概念のもと、平成18年4月に旧小学校区単位に13の地域づくり協議会を設立をいただいたところでありますが、その活動を進めていく中で、協議会ごとの個性も生まれ、それぞれの地域にあった協議会の運営が展開をされており、さまざまなイベントの実施、地域課題への対応など精力的な活動を行っていただいているところでございます。

一方で、設立から丸12年が経過をして、組織の硬直化や事業のマンネリ化、住民の参画意欲の低下や後継者不足など、さまざまな課題が生じてきていることも事実であります。

また、行政においても、職員の協働のまちづくりへの意識が希薄になってきていることも懸念しなければならない問題であると認識をいたしております。

そこで、地域づくり協議会について、地域・行政の双方がこの12年間を振り返り、必要な見直しを行いながら、今後も継続していける組織を目指していくための新たな取り組みを実施していきたいということで、今年、そうした見直しを取り組むということで計画をしているところであります。

今年4月には、島根大学の作野先生に佐用町地域づくりアドバイザーにご就任いただきました。そして、全国の地域コミュニティを支援されている経験と専門的な見地からのアドバイスをいただくとともに、各地域づくり協議会のアドバイザーとして、相談にも乗っていただける予定でございまして。

また、大学との共同研究においては、今回の振り返りの取り組みを進める中で、必要な調査や情報分析、結果の集約などについて共同で実施するものでありまして、今後必要に応じて、作野先生や大学の学生などとも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

さて、具体的な内容と取り組みということについてでございますが、まず、各地域におきましては、それぞれの地域づくり協議会の状況に応じた方法で協議を行っていただきたいと考えております。

まず、各地域づくり協議会の現状を把握するためのヒアリングを行い、情報の共有を図ることから始めたいというふうに計画をしております。

その後、地域の皆様と「どのような方法で協議を進めるのか」「何について検証していくのか」などについての相談をして、各地域に応じた形で、また、そのスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

地域まちづくり計画の見直し、また、現在の事業の検証、新たな地域課題の掘り起し、そして、将来ビジョンについての意見交換など、地域ごとにさまざまな協議が進み、必要な検証と見直しが進む、そんな取り組みになればいいのではないかとこのように思っております。

また、行政においては、協働のまちづくりを推進し、地域を支援していくための町の方針や支援体制、制度や仕組み等について、現在の地域の状況及び将来に向けた展開を見据えた中で、担当職員及び組織横断的なメンバーで構成をするプロジェクトチーム会議等での協議・検証を行って、専門家や住民代表等で構成する地域づくり協議会あり方検討委員会において検討をしていただく予定であり、今年度末までには、一定の方向性をお示しで

できればと考えております。

加えて、協働のまちづくりに対する職員の意識醸成のための研修や職員のスキルアップのための勉強会等も実施して、地域づくり協議会への職員のかかわり方や支援の体制の充実、及び意識向上の取り組みを進めてまいります。

地域の皆様とともに、よりよい地域、豊かな暮らしを実現するためのコミュニティ組織である地域づくり協議会のあり方を再度見つめ直して、将来に向けての検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、このたびの取り組みにつきましては、地域づくり協議会に関する取り組みであり、それは、地域づくり協議会は、あらゆることに当然、包括的に関係しているわけですが、議員ご質問の町全体にかかる農業、具体的に商工業、観光振興等、各分野の課題への振り返り等の取り組みというようににつきましては、また、それはそれで、各担当課において、関係役員や団体、関係機関と必要な検証を行いながら、事業を実施しているところでもありますので、今後もこれまで同様、それぞれの事業において、PDCA サイクルによる継続的な改善を積み重ねながら実施するということにより、よりよい行政サービス、時代に合った事業の提供、及び各種課題への対応に努めてまいりたいと考えておりますので、その点は、包括的にいろんなことを含めて全部のことが入っているというふうになりますと、なかなか地域づくり協議会の皆さん方においても、その問題を捉えて議論していく上で、非常に幅広くなりすぎると、協議としてもしにくい、また、目的がぼんやりとしてしまうということでは、かえってやりにくい点もありますから、まずは、現在の地域づくり協議会が進めてきていただいた 12 年間のコミュニティ活動を中心とした問題から、まず入って行きたいと、最終的には、そうした地域の課題の中で農業の問題、こうした商工業の問題、また、地域においては、観光の問題、こういう問題にも地域づくり協議会として、どうかかわって取り組んでいくかということを考えていただければ非常にいいと思うんですけれども、そうしたことを最初からしてくださいという形では、ちょっと進めることは、逆にやりにくい、難しいかなというふうに考えているところでもあります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5 番（小林裕和君） はい、ありがとうございます。

少しだけ再質問をさせていただきます。

今、町長が言われたように、幅広くやれば、それについて地域づくり協議会では一気には取り組めないということですので、そのへんは、私も理解ができます。

合併後、地域と行政がそれぞれの役割を担って、地域の課題解決に当たるために、地域づくり協議会が立ち上げられたと。それで、その各地域づくり協議会においては、それぞれまちづくり計画を策定されて、それをもとに現在、一生懸命運営が、それぞれの地域の特徴を出して運営がされております。

その設立から 12 年を経過する中で、さっきのちょっと答弁でもありましたけれども、組織の硬直化、活動のマンネリ化、地域住民の参加意欲の低下、それから、それぞれ役員、リーダー的な後継者の不足等々、さまざまな課題が浮き彫りになっているというお話でした。これについては、そういう思いは、私も同感であります。

その答弁の中で、ちょっと今、僕、少し気になったんですけれども、職員の協働のまちづくりへの意識が希薄になっているということで、ちょっと答弁があったんですけれども、

それについて、行政側の改善すべき課題があるとすれば、その 12 年間という中で、いろいろと職員が入れかわったり、それぞれの状況の中で、そういうことも起きている。それから、職員の事業量、業務量の増大等々の問題もあって、そういうことが起きているというふうに少し思ったんですけども、そのような状況になってきた要因というのは、分析とまではいかないですけども、どのようなことを感じていらっしゃるのか、お伺いしたいなと思います。

答弁の中で、研修とか、そういうのをしていくというお話もあったと思うんですけども。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 地域づくり協議会という、その活動組織を設立いただいて、そこには、センター長を選任いただき、また、地域全体で、この地域コミュニティですから、その協議会ごとの中に包括される自治会、その中での中心的な自治会長さん、そういう方々が一体となって、そうしたいろいろな事業に取り組むという形で進めてきたところです。

ですから当初の…、一番理想的にはセンター長が、いろいろな事務的なこともやっていただけということも想定をしておりましたけれども、なかなか、そういう簡単には、一般の方がセンター長に就任いただいても、やはり予算も執行しなきゃいけませんし、いろいろな準備もしなきゃいけないとか、当然これは、行政として、それをサポートしたり、一緒に取り組まなければならない。これは、どんな事業でもそうだと思います。そのために、役場の行政というのは存在しているわけであります。

ただ、その行政の中にも職員においても、どうしてもたくさんの行政分野、課題を、それぞれの職員が担当していくためには、人事という形で、そこに配置をしていきますから、職員も全ての職員が、そこにかかわるわけではない。そうすると、どうしても、担当職員というものを決めて、その職員が中心になっていくわけですけども、その職員も、いつまでも、ずっと、そのところを担当しているわけではない、やはりその中でも人事異動の中で変わっていくことも、これも必要なところです。

ただ、地域づくりというのは、基本的には職員も地域の住民であり、町の構成している、町をつくっている人たち、その地域をつくっている、支えている人、そういう中の 1 人としての考え方というのも、当然、必要なんですね。

ですから、そういう考え方とプラス行政という専門的な職員、行政側の仕事をしているという、そういう意識を持って、やはり、そうした地域づくり協議会にかかわるということ、地域の住民の皆さんも期待をされている部分は大きいと思います。

ただ、職員に全てそれを背負わせるということでは、これは職員も、これはやはり 1 人の人間ですから、そういうことまでは、なかなか全てのことはできません。

そのこのところの、やっぱり基本的な考え方だと、私は思います。

その部分で、担当ではないから行かなくていいとか、参加しなくてもいいじゃなくって、担当になっていなくっても、やはりかかわりとして、町民としてかかわろうとか、できるだけ一緒にやろうとかいう気持ち、こういうところが最終的には一番大事なんだろうと思います。

ただ、その地域づくり協議会の活動も全体として、住民の地域の皆さんにおいても、先ほど何回も出ております、答弁しましたけれども、事業を毎年、同じ事業を恒例に行っていくとか、そういうことが、ずっと 12 年間、12 回続いてくるという中で、その地域の

皆さんも、その参加をしていく意欲というのが薄くなっている部分もありますし、これは、どちらにも言えることだと思います。

だから、職員の意識が全く希薄になって全くやっていない。放ったらかしてやっていないとかということを行っているのではない。さらに、もう一度、職員においても、今後の、これからの町、地域を運営していく上で、この地域づくり協議会というのが果たす役割、そういう考え方が大事だということ、これは再度、やはり認識を新たにしなきゃいけないということをおっしゃっていただいているところでもあります。以上です。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 今の答弁でわかりました。

町長、以前も、ずっと協議会できて以前も職員も一住民として、そういうことに積極的にかかわらなきゃならんというお話しもありました。

たまたま僕も職員時代に、そういう話も聞かせていただいて、そのへんが、この12年を経過する中において、そういう、国から移譲されて事務量とか、そういうのが結構あって、担当でなかったら、なかなかかわりを持ってないと、そういうところの意識をもう一度見直して、みんなで考えていこうということだろうと、それで、そういう意識を醸成するための研修や職員のスキルアップを図るという答弁があった。それも全く同感であります。

そのへんのところを、職員全体で改めて見直してやっていただけたらなというふうに思います。

それで、その地域づくり協議会の経過、今までの活動を振り返って、今後も継続していきける、地域づくりは大事ですから組織していく。また、役割りを担っていただくためには、地域と指導する行政が、その地域課題なり問題点を共有していかななくてはならない。それは、もちろん情報も入れながら、情報交換もし、支援もし、指導もしということになるんですけども、もちろん、その共有ができていないのであれば地域が必要とする課題等の解決には、どうしても結びついていかないという、結びつかないんだろうというふうに思っています。

各地域のそれぞれの地域には特性がありますから独自性には配慮しつつ、そういう問題意識の共有化ができれば、今、今回の共同研究で求められようとする見直しができるんじゃないかなというふうに思います。

それで、そのために作野先生に調査、情報分析を依頼して見直していくわけですが、地域の課題の掘り起し、それから活動を、それぞれ当初の住民意識、参画をしていただくための住民意識の変革、それから、そういう今、活動を通しての地域コミュニティのあり方等々、いろんな見方があると思うんですけども、まず最初にどのような観点から、先ほどの答弁にもあったかもわかりませんが、どのような観点を重点に振り返り検証をされていこうとするのか、再度また、ちょっと、お願いしたいと思います。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵途典章君） 具体的にどのような観点からと言いますと、なかなか先ほど、小林

議員もお話のように、それぞれの地域によって、その 12 年間の重点的に取り組んできていただいた、その具体的な内容、その事業とか、そうした活動違いますから、ただ、うまくいっているところは、それでいいと思うんですよ。

ただ、地域での、そうしたセンター長、また、自治会長等役員の方々、活動員の皆さんにおいても、やはり一生懸命、自分たちが忙しい中かかわって、本当に何か自分の仕事を置いてでも、こういう、いろんな事業をしなきゃいけないとか、こういう計画があるということで、それを、実施していただくだけでも大変だと、しんどいという思いと、それに対して、地域の皆さんのかかわり、参加が少ないとか、そういう疑問を、多分、皆さんも持つておられる方も多いと思うんですよね。

ですから、そういう皆さんの、やはり感じておられること、そういうお持ちおられることを、まずは、みんなで、その中で出し合っていていただいて、そして、今、集落が、これは以前から何が一番、今、本当に地域の運営として、皆さんが心配をし困っておられるのか、将来的には心配、懸念されているのか。こういうところに対して、じゃあ、何が、どうやってきたら、それがある程度、補完できるのか、解決していけるのかというようなことへ話が出てくると思うんですよね。

そういうところから、話が入ってくるので、あまり難しく、どれだけのそうして、どれだけの効果があってなんていうような、数字的に分析をして見ても、それは、なかなか、あまり意味のないことではないかなと思います。

私は、あんまりアンケートなんかで、数字的に何パーセントがどうで、何パーセントというような分析をするようなものではないなという感じはします。このへんは、今後、そうした検証をしていく上で、担当課のほうが作野先生とも、作野先生等においては、島根県なんかを中心に、相当、もっともっと過疎になり大変な地域の中で、地域の皆さんと一緒にあって、地域を維持していくための、いろんな取り組みにもかかわっておられますから、そういう形で相談もさせていただき、また、1つのこれも、これからの社会を考える上での学生、学校としても、研究にもし、ほかの地域にもひとつ役だっていくような活動でないと、学校がかかわる以上は、特にそういうこともあると思うんですよね。

だから、そういう検証していき方、また、内容、これは各地域づくり協議会ごとと、それから、それにあわせて、そこにアドバイザーが入っていただいて、そこで考えていただきながら進めていけばいいかなというふうに思っております。

後は、担当課のほうに十分任せたいと思います。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君）                      小林君。

5 番（小林裕和君）                      これから、そういう住民の意見とか、それぞれの思いを聞いて、先ほど、町長も言われましたように、それぞれの地域づくり協議会でも思いの差いうのか、差と言ったらおかしいですかね、地域の特徴があることですので、そういうものを改めて掘り出して意見を吸い上げてやっていく。

それで、その作野先生に一番最初ヒアリングをしていくという、ちょっとお話があったと思うんですけれども、そのヒアリングの実施についてですけれども、具体的には、これから相談されるんでしょうけれども、実施方法として、各協議会ごとに、協議会の、例えば、役員会の中でヒアリングをされるのか。役員会ではなしに、役員になっていない方も含めて、例えば、地域住民も含めて、広く、年代、男女を問わず、そういうヒアリングというのを実施されようとするのかいうのを、お伺いしたいな。どのような方法で、これは

作野先生の考え方も入ってくると思うんですけども、まだ、そのへんが協議されていなかったら、これから、そういう考え方を聞いて掘り出してくると思うんですけども。そのへんのところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

〔町長「担当課長」と呼ぶ〕

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） その点に関しましては、特に統一的な見解は持っておりません。それぞれの協議会ごとに役員さんでされる場所、もしくは若い方の意見を聞きたい。もっと聞きたいということで、一般の住民の方々に呼びかけてされる場所もあろうかと思えます。

ですので、そういったところで、各地域づくり協議会と、そういったところについても協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

もちろん、そこには作野先生のご意見もお伺いしながらの形での進め方になっていくと思えます。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 地域づくり協議会に、そういう協議をかけて、それで作野先生にも相談をしてというんですか、できれば、僕は、今、服部課長が言われて、そういうこともあり得るということですけども、若い人とか、それから男女問わず、先ほど、ちょっと言いました年代を問わず、そういう人たちの地域づくり協議会への思い、感じ方というのをも吸い上げて、ヒアリングの中で吸い上げていく方法が、できれば取っていただければなというふうに、ちょっと思っています。

それで、そういうことをしていけば、スケジュール的に、これからスタートしていくわけですけども、今年度の中で、そういう形のところが地域づくり協議会によっては、そういう意見を聞いて、どんどん進められているところは、案外早く、そういうヒアリングで意見が出てきて、取りまとめができるんかもわかりませんが、そうでない地域づくり協議会にとっては、時間がかかってくる可能性もありますので、そのへんのところは、その協議会に合わせたような形で、そういう検証なりが進んでいくのでしょうか。そのへんのところは、どうですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） まず、ヒアリングでございまして、ヒアリングにつきましては、各地域づくり協議会、13地域づくり協議会全てに作野先生、同行していただくというふうに思っております。

そうなりますと、どうしても大学の休暇中ということになりますので、8月のお盆明け



ぐらいから9月ごろを中心に、各地域づくり協議会の皆様の集まりやすい日と合わせながら計画させていただいて、ヒアリングについては、できれば9月ぐらいまでに終わりたい。

あと、議員申されました、その後のとりあえずのヒアリングにつきましては、振り返って、どのようなことが、今後、協議会で話していこうかなというようなことを打ち合わせをしていただくところになりますので、その後の進捗につきましては、各地域づくり協議会の集まれる回数、月1回ですとか、3カ月に1回ですとか、そういったことによって、なかなか最終ゴールは統一はできないというふうに思っております。

ですので、早い協議会であれば、今年度中に、大体の方向を見いだせるところ、もしくは遅いところになると、2年かかる地域づくり協議会もあろうかと思えます。そういったところも含めて、ゴールですとか、それから目標値ですとか、そういったものを持たずに、今まで本当に12年間頑張ってきた成果を大切にしながら、次への道を探っていけたらというふうに思っております。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 振り返るって簡単なようですけども、大事な作業だと思います。

その地域づくり協議会によっては、今、課長が申されましたように、ヒアリングも含めて、ある程度、今年度中にまとまる場所もあれば、いろいろ議論とか洗い出しによって、そうでない協議会もあるということで、もし、そうでなく、いろいろと議論が沸騰して、今年度中にまとまらないということになれば、やはり来年も継続して、こういうのは一番基礎的な部分になりますから、そういうのは継続をして、行政のほうも支援をしていってあげたいというふうに思っています。

協働のまちづくりを推進して、その地域を支援していくために、答弁の中で町の方針とか支援体制は、町内のプロジェクトで検証した後、専門家や住民代表で地域づくり協議会のあり方検討委員会を立ち上げて検討をしていくというお話があったと思うんですけども、それでは、今年度末までには、一定の方向を生み出したいという、ちょっとお話があったと思う。

それで、ちょっと聞いていて、ちょっとそれが気になったので、まだまだ協議会として、来年もそういう話をしていくのと、それから、ある意味、その検討委員会を立ち上げたら、今年度中に一定の方向を出すということで、ちょっと聞いていて、あれっというふうに、ちょっと思ったので、ちょっと聞くんですけども、この委員会の役割構成等は、どのよに考えておられるのか。

先ほど、答弁でも住民代表とか専門家というような話があったんですけども、どのような形で立ち上げられていこうとするのか。そのへんの流れというのは、大体、こういう流れでしたいというのはお決めになっておられるのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） あり方検討委員会という形で設けたいというふうに思っております。

そのメンバーにつきましては、有識者として、作野先生にもお入りいただいて開催する

予定でございます。

あと、住民代表の方といたしまして、地域づくり等々、協働のまちづくりについて検討をずっとしてきていただいております、まちづくり推進会議のメンバーの方から代表として出ていただいて、その検討委員会のほうに加わっていただきたいというふうに思っております。

あと、庁舎内でプロジェクトチーム、職員ばかりですけれども、プロジェクトチームをつくりまして、今後の協働のまちづくりについての研修等々、それから、町のかかわり方といいますか、そういったことを協議するプロジェクトチームをつくりますので、そのメンバーにも入ってもらって、あり方検討委員会という形で開催したいというふうに思っております。

議員、先ほど申されました今年度末での一定の方向性というところの部分でございますけれども、それにつきましては、町の町として、どういう形で支援ができるであろうとか、もしくは、今、出している包括交付金という形で、地域づくり協議会には交付しておりますけれども、そういったことの検討といいますか、そういった形の部分で、ある程度の方角性をお示しできればというふうに思っているというところでございます。

各地域づくり協議会がどのようになってほしいですか、そういった具体的なことについては、やはり各地域づくり協議会の協議の進捗によって変わってこようかと思っておりますので、そういう部分については、今年度末では、なかなか結果が出ない。継続して、進めていくべきことかなというふうに思います。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） そういう町の支援のあり方とか、そういうものについては、その協議会の進み具合、進み具合によって、ある程度、柔軟に対応していただけるのであれば、ありがたいなというふうに思います。

そういう対応していただけるということで、その協議会が、そのへんのスピード感といいますか、そういうものをスピード感を持たずに、いろいろと議論だけ進めていくというもの、これも具合悪いことですから、そのへんのところを行政のほうが、いろいろと助言なり、また、作野先生とも協議しながら進めていただければなと思います。

ここである程度、振り返りをして、ある程度、また、それぞれの協議会のまちづくり計画に反映をしていくこととなります。

そのまちづくり計画が、また、これから5年、10年という形のスパンで、途中の検証はするんでしょうけれども、そういうのも基礎となるものですから、そのへんのところを、よりいいもの、そして地域に密着していけるもの、密着するものができていけるように、お願いをしたいなというふうに思います。

僕の質問のところで、最後のところで、農業の関係とか商工というのは、地域づくり協議会に関する取り組みは、本当に各分野での課題、町長は、将来的に、そういうこともなり得るかもわからんという、今は、今回の地域づくり協議会だけの振り返り、見直しだけなんだけれども、将来的には、そういうところにも関与といいますか、関連してくることもあり得るという話もあったんですけども、それぞれ、今は、検証は、担当は、それぞれの担当課で関係者とか、そういう関係機関だけにとどらず、関係した関係機関だけで、いろいろと担当課と議論をされていると、検証をされているということですが、中には、地域に広げて取り組んでいかなければならないような課題が、問題もあるかと思っております。

なぜ、こういう質問をさせていただいたかと言いますと、僕は、一般質問の中で、農業問題で、地域の環境という観点からで、いろんな取り組みもある、農業政策の取り組みもあるんでしょけれども、そういう中で、地域づくり協議会とか、そういうところも呼びかけて、地域として考えていくことも必要でないか。そういうことも必要ではないのだろうかというお話しもさせていただいて、町長からも、そういう必要性もあるというお話をいただいたこともあると思うんです。そういうことを、ちょっと念頭に置いて、そういう、それぞれの商工なり、農林振興なり、そういう、それぞれの担当課も積極的に、そういう地域づくり協議会のところへお話を持ちかけて、地域の課題として、これは全体で考えるほうがいいですよというのがあれば、積極的に、そういうことに関与していくことが必要ではないかというふうに思っています。

そういうことが、住民の関心もあり、今後、また、一層、重要になってくるのではないかなというふうに思っています。そのへんのところは、将来的というのではなしに、そういうところの問題が、今すぐにでも、今回の振り返りの中に入り込めるような部分があれば、そういうところに入り込んで、今回の振り返りの中で入りこんでいただけたらなというふうに、ちょっと思うんですけれども、そのへんは、どんなものですか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私は、基本的に、地域づくり協議会、協働のまちづくり、この考え方というのは、これからの確実に、そういう時代がやってくる。人口が減少していく、急激に人口が減少していく、そうした社会を乗り切るための、運営をしていくための、非常に一番根本になるような、必要な取り組みだという認識を持っております。

やはり、これは意識の問題だと。意識というのか、住民の皆さんの考え方が根本に変わって、そういう形に地域を自分たちが、自分たちで運営をしていくという形に変わっていくことが、そうした社会を乗り切るための一番ポイントになるのではないかなと、だから、そうなれば、その人口減少が、今、言われていますけれども、私は、それほど一気にそうなるんじゃないですけれども、20年、30年後を考えた時に、そうした地域運営、社会が、やっぱりこれも必然的にでき上がっていくところもあると思うんですね。そうせざるを得ないというものでないと、これを、地域を維持していけない。

ちょっと、余談になりますけれども、先般も、ちょっと議会の中でも報告させていただきましたけれども、北欧のああした福祉国家の状況を見て、さらに、そういう意識、私は思いを強くしたところです。

人口が500万人余りという、兵庫県の人口ぐらいな国が、日本の国土と同じぐらいな国土面積を持って、国として、やはりあれだけの国づくり、国を守り、国防も行い、エネルギー政策も行い、しっかりとした農業生産も自給率100パーセント以上、そして、住民が国民が…、その幸福度といいますか、感じていることね、その幸せで安心で、生活面で幸せだというふうに感じているのが、世界でも1、2、3を争うところ、そういう国が、実際に存在するわけですね。

だから、それには、やはり地域の、それぞれの国民、また、地域に自治体というのがあるんですけれども、自治体の中で、皆さんが自分たちが、やはり、その地域をつくっているんだ。国をつくっているんだという、そういう意識を、ちゃんと、しっかりと持った上で、いろんな施策というものが考えられ、国を運営され、自治体が運営されているという現実見ると、一気にそういうふうには、日本の国は行政が何をやるか、国が何をしてくれ

るかということも、非常に強い希望も要望も強いわけですから、そういう中で、地域運営をしていく上で、本当に、あと10年先、20年先、30年先になった時に、私は、この地域づくり協議会というのをつくって、そうした活動をしてきたことが、必ずよかった、そういう歴史的に評価をされる時が来るという思いもしますし、そういうふうに一歩一歩やっていくべき話でね、今回、一気に例えば、その計画をいつまでにつくらなきゃいけないとか、何をやらなきゃいけないとかということの規定するものではないと思っております。

だから、住民意識がそういう中で、例えば、農業の面でも多面的機能の活動みたいに、地域で農業基盤、こういうものを環境の面を含めて維持しなきゃいけないという、そういう皆さんの協働の意識を持っていただければ、制度として国の制度としてもあるわけですから、そういうものを使って、みんなで農地を守り、また、そうした農業生産においても、大規模農家に対しての支援も、地域としても、みんなですていけると思いますし、そうやっていけるような活動が生まれてくればいいということで、これをしなきゃいけないとか、これをやりましょうという計画ばかりつくと、なかなかやれないというところじゃないかと思います。

だから、少なくとも、今の活動は、10年、20年、30年先、こういうことを捉えた中で、そういうことの時代が必ず来る。そこに対しての今から、そういう将来への準備をしているんだと、そういう思いでやっていくべきではないかなと思います。

あまり答えになっていませんけれども。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 今、町長の答弁で、将来的な佐用町のような中山間地、これ全国的なことだと思うんですけども、そういう地域のあり方、住民の意識を変えて、自分たちで地域の活動に取り組んでいくという、まとめていただきましたので、まあまあ、そういう形で、僕の質問は終わりたいと思います。最後に、きれいにまとめていただきました。

それで、少子高齢化、それから人口減少が進む中で、我々のような中山間地の集落活動なり地域活動、地域環境の維持等々については、今さら言うまでもなく、確かに厳しい状況です。だからこそ、こういう地域づくり協議会のような活動が重要になってくるというふうに思っています。

今回の振り返りの検証を契機に、改めて、住民とともに、そういう活動が推進されて、多くの皆さんの理解が深まって、さっき町長が言われました20年、30年後を見据えた活動に継続して取り組めればということ、私も、たまたま仁方では農会長もさせていただいていますので、そういう形のところで、ちょっと農業の話もしましたけれども取り組んでいきたいなというふうに思っています。

もう一度言いますけど、最後、町長にきれいにまとめていただきましたので、これで今回の質問は終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、小林裕和君の発言は終わりました。

続いて2番、児玉雅善君の発言を許可します。

[2番 児玉雅善君 登壇]

2番（児玉雅善君）

2番議席、日本共産党の児玉雅善です。

私は、昨年、利神城が国指定史跡になりまして、これからの佐用町において、平福が観光において、大変重要な拠点となるという点を踏まえまして、平福の景観と安全の面の観点から3つの事項について質問させていただきます。

まず、平福には、元造り酒屋の木村邸という大きな由緒ある家がございます。その現状と今後について。そして、また、同じような古い家なんですけれども、田辺邸の管理について。そして、3つ目として、道の駅宿場町ひらふく前の交差点について、質問させていただきます。

まず、この場では木村邸の現状と今後について。

元造り酒屋である木村邸は宿場町平福を代表する風格のある貴重な建物です。しかし、老朽化が激しく、母屋に付随する台所や、蔵などは残念ながら既に解体し取り壊しましたけれども、母屋と道路を挟んで建っています酒蔵などは、まだ、残されています。

母屋のほうは、屋根の一部が落ちて雨漏りが本当にひどくて、中の座敷の畳等も、それからふすま等もかなりひどい状態になっています。

また、道路に面したひさしの瓦も落下して、よく観光客の方も、そこのぞかれていますけれども、危険な状態となっています。これを改修して、これを活用するには時間的にも今が限度だと思えます。

そこで、母屋と酒蔵を町が買い取られるとお聞きしました。地元住民の一人として、また、私なんかは、そのすぐ近くで育ったものですから、その酒蔵なんかを遊び場としても使っていた者としましても大変喜ばしいことと思っています。

そこで、お聞きします。

まず①、改修の方法、また、改修後の活用方法、また、その後の管理のほうはどうされるのか。

②番、中には、今でも十分に使える古いピアノもございます。そのほか、今となつては、もうレトロな感じの古い電気器具とか、そういった物もたくさん残されています。そういった物の活用方法、どこかで使うとか、あるいは、また、展示して、みんなに見てもらうとか、そういったふうに活用されるのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

また、酒蔵のほうは、今の方針では取り壊して更地にするとのことなんですけれども、一級建築士にお聞きすると、今だと、まだ、少し手を入れると、まだ、十分に使えるということも聞いています。また、蔵の中には木製の大きなたるですね。どれぐらいあるんですかね、2メートルぐらいあるんですかね、大きなたるとか、ホーローのおけとか、そういった物がたくさん…、たくさんでもないですけども残されています。そういった物も蔵を改修して、あるいはギャラリーであるとか、また、ライブの場等とか、種別に活用する道を探れないものかお聞きしたいと思います。

そして、また、④番として、更地にした場合、その活用方法ですね。例えば、駐車場にするとか、あるいは公園とか。今、地元のボランティアの方が花なんかたくさん植えています。そういったのを広げるなりして、公園的なものにして活用するのか。それとも、平福には駐車場が少ないんですね。毎年夏の納涼祭の時なんか、駐車場に皆さんお困りになっています。そういった面で駐車場などにも利用されるのか、そういった以上4点について質問して、この場での私の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（山本幹雄君）

はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からのご質問、第1点目の木村邸の現状と今後についてということでご質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、このいわゆる通称木村邸と言って、私、読んでいますけれども、木村酒造場の工場跡地、また、その母屋等に関しまして、これは3月の全員協議会の場において報告をさせていただいたところでございますが、先般の町議会議員選挙によって、こうして新たな議員も就任されておりますので、もう一度、これまでの経過について、概略を報告をさせていただきます。

平福地区の歴史的景観を形成する重要な町家の1つでもあります木村酒造の母屋、そしてまた、酒蔵、こういう木村邸につきましては、長年空き家となっているとともに、非常に老朽化が激しく荒廃をして、これまでも地域から非常に危険であるという点、まず第1に、そういうことでの対策、また、保存についての要望もあったところでございます。

町といたしましては、本来、所有者の方に、これの修繕を行って管理をしていただくことや、何らかの形で民間事業者等に活用していただくことが一番最良の方法ではないかなというふうに考えておりましたが、その中で県の景観形成条例に基づく補助制度等もご案内して状況を、これまで見守ってまいりました。また、一方で、町としても、この建物等、何とか保存していく方法はないかということで保存し、また、活用する方法がないかなということで、それぞれ担当課内部では検討をしてきたところであります。

そういう中で、地域の方の橋渡しによりまして、所有者の方と面談を重ねる中で、所有者のほうから、土地の一部と全ての建物について、町へ寄附、または譲渡を行うという申し出がございまして、その譲渡を行う、売買を行う一部の土地についても、その上にあります上屋、家屋の除却費等も考慮した、妥当な価格で譲渡をするということについて、おおむね、そういう申し出をいただき、同意を得ることができたところでございます。

町といたしましては、そうした所有者の方の同意のもと、平福の歴史的景観を形成する木村邸の建物そのものの価値はさることながら、先ほども児玉議員からお話しの中でもありますように、利神城跡が国史跡指定を受けた今、宿場町平福の歴史的景観を保存し、また、継承し活用していく。こういうことについてのいろんな計画、事業を行っていく上で、この木村邸の持つ価値というものが、ある程度重要になってきたということ。

また、当該土地が平福の中でも中心付近に存在をしておりますし、相当な面積を有しておりますので、これを寄附及び安い価格で取得ができるということ。

そして、今後の交流人口の増加に向けては、道の駅やお休み処瓜生原・その他民間の事業所等に加えて、さらなる平福のにぎわいづくりの拠点となる施設が当然、平福の中にも、まだ、必要であろうということを考えて中で、そういう総合的に、そうした状況を勘案して、該当の土地・建物の取得を進めてきて、先般、3月の全員協議会の中で、これを取得したいということ、報告を申し上げたところであり、そして、ご承知のとおり、この6月の今回の議会の補正予算という形で、土地購入費や当面の雨漏りを防ぐためのシート養生等を行う工事費等の関連予算を上程をさせていただいたというのが、これまでの経緯でございます。

そういうこれまでの経緯を踏まえて、ご質問にお答えをさせていただきますが、まず、1点目の改修方法、改修後の活用方法等に関するご質問であります。最初に申し上げておきますけれども、まだ、これを、どう改修していく。どう活用していくかということは、これから、いろいろと協議をしまっていることであって、現在、決まっているわけではございません。

また、その中にあります家財ですね、そういう物についても所有者の方と、それをどうされるか。建物については、それは一切を寄附しますということでの合意は得ておりますけれども、そうした中にあるような、例えば、価値がある物があれば、それは所有者の物

でありますから、今、私どもが、それをどうしたいというようなことは、言えるものではございません。

そうした点で、まず、基本的な方針、考え方といたしましては、2点ございます。

まず1点目は、少なくとも木村邸の今、母屋と言いますかお店と住家に関しましては、それは、補修修繕を行って何らかの活用方法を模索したいということで、歴史的な、今、町並み、平福の町並み景観に沿って保存をしていくということと、もう1点は、改修を実施する際の初期費用、これは、やはりなかなか古い建物を保存していくというのは、お金のかかる事業であります。そういう点については、町として、当然、いろいろな財源を確保した中で、これは行っていかなければ、なかなか、民間なり事業者にお願いをしても、これは進むことは、進めることはできないなということを思っております。

しかし、少なくとも改修後、それをどう活用していくかという中で、利活用をしていたら、そうした個人になるのか、団体になるのか、これは今後、わかりませんが、そういう方々が、当然、この施設を活用して、独立的に運営を行っていただく、事業を行っていただくということ、これは、基本的な考え方であります。

現在のお休み処瓜生原、これにつきましても、ああした建物の改修で、相当の事業費で改修したわけですから、後の運営、これは地域の皆さんと一緒に、努力して、今、お休み処瓜生原として運営をして、基本的には自走をしながら地域のにぎわいを生み出せるような施設として、取り組んでいただいておりますので、そうしたことに倣っていききたいというふうに思っております。

また、木村邸に限らず、平福には空き家となっている歴史的な町家が散見されます。そういうことで、今年度、木村邸の活用方法も含めて、平福の町家の活用方法や、また、地域のにぎわいづくり、観光地の拠点としての、そうした点についても、利神城跡を含めた、将来的には、そういう活用計画というのもありますので、地域の方と、まずは一緒にワークショップ等を開催して、検討を、意見交換をしていくということから始めなければならないというふうに思います。

なお、こうした意見交換、ワークショップの開催に先立ちまして、篠山市等で、いろいろと活動をされております一般社団法人ノオトといわれるところから講師を迎えて、歴史的建物の活用についての勉強会というのを、この6月24日に開催をして、利活用の内容や運営手法等について、先進事例、そういうところは、そのまま即、当てはまるかどうかわかりませんが、そうしたところの先進事例を学ぶ機会というものを、まず、考えているところでございます。

次に、先ほど言いました建物内の家財については、そういうことで、まだ、町にいただけるのかどうかわかりません。ただ、そういう物を、一切町に自由にしてください。寄附しますということがあれば、中の品物を見て、今後の活用の中で、それが利用できるものであれば、それはまた、そうした形で有効に活用させていただきたいと思いますが、なかなか古いもの、そうした、ものだけを展示して、それが展示だけで皆さんにずっと見てもらえるようなものというのは、あまり私も、それほどないような感じもいたしますので、それは、それで、品物は片づけもしなければならぬかなというふうに思っております。

また、次の3点目の酒蔵についてであります。これを取り壊して更地にせず、改修して利活用できないかと。また、更地にした場合の活用方法、管理ということについて、関連がありますので、これもあわせてお答えをさせていただきますが、これについても、最初に申し上げましたように、まだ、それを更地にすることを決定しているわけではございませんし、今後、そういう一体的な活用の中で、どう活用していけば一番いいのかなということを十分検討していきたいと思っております。

ただ、酒蔵としてですけども、私も中見て、あれだけの、かなりの、以前あれ2棟あり

ましたね。1棟壊して、建物自体は、そんなにいい建物ではありませんし、屋根もスレートぶきです。それから、活用するとすれば、あのままであればいいんですけど、たくさんの人が入ったり、いろんな活用になれば、やはり日本は地震国です。そうした耐震補強といますか、耐震計画というのを、きっちりしていかないと使えません。

あの酒蔵は、下もがらんどで、壁だけでもっている建物で、あれを計算すると、全く耐震的にはもちません。

そういうものもありまして、非常にある意味では大きい建物を改修する。母屋だけでも相当の改修費が、修繕費がかかろうかと思うんですけども、そうした財政的な問題、財源的な問題、これもしっかりと冷静に判断をしていかなきゃいけないなと思っております。

それと、やはり、平福の状況を見て、先ほど、児玉議員もお話のように、非常に古い地域ですから、駐車場、今の時代に合った車をとめるスペースというのがないです。今の現在の道の駅にしても、もうちょっと、土地があればいいですけども、土地というのは、限られた中でしか、物理的にないので、そういう中で、今後、こういう平福全体の、いろいろと地域の計画をする中で、その駐車場というのも、1つの私は、方向、案ではないかなというふうには考えております。

そういうことで、今現在の状況は、まだまだ、これからせつかく、そうした土地が町としての取得をするという方向の中で、相当のこれから財源も必要になってきますので、これは本当に慎重に十分に検討した中で、取り組んでいくということ、そういうことで、ひとつ地域の皆さんにも、十分、ご理解をいただかなければなりませんし、そのためにも児玉議員のほうも、地域の議員さんとして、十分ご理解をいただきながら、適切な判断をしていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。本当に木村邸の問題に限らず、後で質問します田辺邸の問題にせよ、いろいろ平福にも、まだまだ残したい、残すべき建物もいろいろあります。今後とも、いろいろご協力いただいくださいようお願いいたします。

そして、家財の問題なんですけれども、もし、残す、こっちで自由に、町のほうで自由にしてくれということであれば、例えば、古い電気製品なんかもあるんですけども、それなんかも三日月のテクノへ上がる道、弦谷の、あそこの古民家改装したところがありますけれども、そこなんかも古い道具なんかをうまく展示して、その古民家にマッチした展示の仕方をしております。そういったものも参考にして、利用できればなと思っています。

そして、まだ、何も決まっていないうのが現状なんですけれども、今後の改修の方法なり、利活用の方法、こういうようなのに関しましては、どうか、地元の地域づくり協議会なり、それから地元下町になります、下町の自治会なり、十分協議して進めていただくことと、工事が始まりましたら、あそこ道路も狭いです。それで、観光客の方もたくさんいらっしゃると思いますので、安全面には十分注意していただいて、進めていただくようお願いいたします。この点の質問は終わらせていただきます。

次に、老朽廃屋の管理についてなんですけれども、町内を回ると平福に限らず、いろんな廃屋、危険だなどと思う廃屋がたくさん見受けられます。

そのうち、老朽化して危険であったり、また、景観上見苦しいもの、これがどのくらいあるのか、把握されていたらお答えいただきたいと思っています。



もう1つ、平福に田辺邸という大きな空き家があります。本当に大変広い敷地で母屋は木村邸に匹敵する建物だと思うんですけども、ここも老朽化して傾き始めて、ひさしの瓦なども落ち始めて危険な状態となっています。表には、カラーコーンなど設置してはいますけれども、本当に危険です。そして、広い庭があるんですけども、ここも庭木が、ほとんど手入れされないままになっていますので、木が生い茂ってジャングル状態になっています。いろんな動物なんかも住みついているんじゃないかと思います。こういったものの管理、持ち主は田辺さんなんですけれども、田辺さんとは連絡とか、そういったものについては、今後、管理面どうされるのか。そういったことについて、お答え願えればと思います。

議長（山本幹雄君）                    はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                    それでは、次、児玉議員からの2点目、老朽廃屋の管理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の老朽化して危険であったり、景観上見苦しいものはどれくらいあるかということではありますが、そうした危険空き家は、自治会長や住民の方などからの相談により把握をしているわけでありまして、また、町としても空き家調査等を行っております。相談件数は、平成25年4月から現在までに72件、そういう空き家の中で、危険であり、何とかならないかというような相談、地域からの相談を受けた件数は72件あります。

空き家としては、現在、700件以上の空き家が町内には存在しているということであり、ます。

次に、田辺邸の対応ということではありますが、ご質問の内容は、個人情報の観点からお答えすることはできませんので、これは、危険空き家の対応についてということで、お答えをさせていただきます。

この地域については、基本的に空き家問題、町がどうするのかという話ですけども、やはり地域としても十分それに、一緒に取り組んでいただかなければ解決はいたしません。

ここの上町のほうにおいても、以前にも、そちらのほうに、所有者の方にも連絡をとって、ぐるりに生え込んだ木を切るということの承諾を得て、木っていただくというようなことをした経過は、私は持っております。

危険空き家の管理というのは、当然、今さっき申しましたように、まずは所有者が行うことが原則でありまして、瑕疵責任、その瑕疵で他人に損害を与えた時は、民法第717条によって損害に対する賠償責任というのを負うことになるということでありまして、地域に迷惑をかけていても所有者が何も対応しない場合などは、町と地域で所有者を調べて、適正に管理をしていただくよう助言・指導に努めており、防災上の観点からも、住民の方の危険を回避するための危険度合いに応じて、応急措置等の修繕から除却まで幅広い相談と指導を行っております。

平成27年5月26日に、国のほうにおいて、空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行をされたことを受けて、平成28年4月1日から佐用町老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱及び佐用町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱。また、佐用町自主防災組織活動補助金交付要綱を施行いたしておりますので、この要綱に基づき、危険空き家の相談を受けた場合、現地の外観調査を行った後、危険空き家に該当する場合には、相談者や自治会に情報の提供をお願いするとともに、税務情報、戸籍や住民票等から所有者等を把握して指導を行っております。

なお、所有者が亡くなられている場合には、相続人に、当然、連絡をさせていただいているところであります。

所有者若しくは対応していただける方と連絡が取れる場合には、今後の対応について協議をして、現地確認に応じていただける方には、自治会の役員にもお願いして、町としても担当職員とともに現地の状況確認を行って、今後の対応について協議をしているところです。

なお、危険空き家の状況は、年2回程度、庁舎内の会議や空き家除却部会で報告をして、特定空家の認定を受けるとともに、対応困難な事例については、また、今後の対応を協議しております。

さらに、行方不明や相続放棄の建物、差し押さえや根抵当権のある建物、また、会社閉鎖後、無登記で清算人も死亡している等の案件については、法的な対応方法も、現在弁護士にも相談中でございます。

特定空き家に認定をされた場合には、国県の老朽危険空き家除却支援事業補助金の申請ができる旨も伝達をしておりますして、国県の補助事業として採択され除却された件数は、平成28年度に1件、平成29年度に3件となっております。

また、特定空き家に認定されない場合でも、自主防災組織が、これは集落、自治会で除却等が行っていただける場合には、町単独事業の自主防災組織活動補助金を活用させていただいて、空き家の除却、立木、また、竹等の立木の伐採、防護ネットの設置などの対策を行っていただいております。この自主防災活動助成につきましては、平成28年度、一昨年は2件、この平成29年度には1件の対策を実施したところであります。

平成25年4月から平成30年6月1日までに自治会等からの除却等の申請は、先ほど申し上げましたように、相談件数が72件ございまして、平成28年度と平成29年度の2年間で、除却20件、これはそうした所有者が自主的に除却されたものが13件ございます。また、修繕3件。また、草木の管理9件等により56件が一応の解決をしております。未解決については16件ございまして、平成30年度中に除却予定が2件、残りの14件につきましては、助言・指導中が9件、所有者が行方不明や相続放棄などが5件ございます。先ほども申し上げましたとおり、対応困難な5件の案件については、現在、法的な措置、対策がどうできるのかというような点についても、弁護士等にも相談中でございます。

以上、現状と対策の内容につきまして、ご報告を申し上げ、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

前のいつでしたかね、平成27年6月議会での石堂議員の質問にお答えになった時の数字から比べまして、かなり対応が進んでいる、対策がかなり進んでいるのをお聞きして、少し、安心しました。

しかし、まだ、たくさん本当に特に奥のほうへ行きますと、いつ倒れてもおかしくないような建物がたくさんありますので、積極的にというんですか、対応を急いでいただくようお願いいたします。

それでは、3番目の道の駅宿場町ひらふく前の交差点についてご質問します。

道の駅宿場町ひらふく前の交差点なんですけど、交通量、特に最近大型のトラック、鳥取、島根ナンバーが多いですけれども通行が多く、また、国指定を受けたこともあるのか観光

客もたくさん来られています。横断される方も多いです。それで、道の駅の南側に陣屋門がありますが、その前が少しカーブになっていまして、南からの来る車が非常に道の駅から真っ直ぐ出る時に確認がものすごくしにくくなっています。非常に危ないなと思う場面が、たくさん、よく見受けれます。

4月にも車同士でしたけれども事故がありました。前から思っているんですけども、ここに信号をつくるべきじゃないかと。地元の者ともずっと言っているんですけども、信号をつかって住民にも、それからたくさんお見えになる観光客の方にも安心して町を散策していけるように、対策とるべきじゃないのかと思います。

こういった安全対策、この前、3月だったか、県土木のほうで、あそこで照明灯は1基つけていただいたんですけども、あんまり、あそこに照明つくと、交通安全の面から見ると、あんまり影響がないのかなという感じがしています。

根本的な問題は、やっぱり信号を設置するのが、一番手っ取り早いといいますか、効果あるんじゃないかと思います。こういった県なり、それから公安なり、それから警察なりに、相談されているのか。また、今後の見通しどうなのかわかればお答えいただきたいと思います。

議長（山本幹雄君）                    はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                    それでは、児玉議員、3点目のご質問でございます。

道の駅宿場町ひらふく前の交差点についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問のこの交差点は、道の駅宿場町ひらふく前にある国道373号と智頭急行平福駅へ通じる町道京橋線とが交差する交差点であり、国道から道の駅駐車場への入り口と駐車場から国道への出口が併設されているという、非常に通常の道路同士だけの交差点ではないという特殊な交差点になっております。

今、ご指摘のように交通量もあり、また、道路の線形等で、これまでも、どこの交差点でも事故は起きていますけれども、事故も発生をしており、私どもも注意して、あそこ出入りをしているということで、危険だという、注意しなければならない交差点だというふうに、私も認識をしております。

ただ、そうした道の駅が、やっぱりある以上、あそこの入り口というのは変えてもらっては困りますので、あまりそれを出すと、道の駅の入りの入り口というのは、本来は、あそこに、なかなかああいう交差点の中に入り口をつくるということ自体は、これはちょっと、普通できないようなものではないかなとは思っているんですけども、あの道の駅そのものが道路という、その土地が県で取得していただいておりますので、ああいう設置がされたというふうに、私は思っております。

そうして、国道部分も改良を、あそこずっとバイパスをしていただいて、県の光都土木事務所で、これ担当して、改良工事が行われて、全てが、これは平成17年度に最終の歩道工事が、ああして完成して、一応、その道路としての工事は完成を見ているわけでありませう。

そういう中で、国道の横断歩道等におきましても、大型車両が多くて通行する中、道の駅平福の町並み景観、散策などに、多くの方が道の駅から横断をされているということであり、1つ目の、そういう中で、信号の設置、安全対策など、県に要請しているかというご質問でございますが、そうした信号の必要性とか、つけるかどうかという、これは当然、町としても要請はするとしても、信号機の設置など安全対策については、これは県、公安

当局が、これを見ながら判断をしていただくということになります。

実際、交差点、本箇所におきましても、昨年8月に県警本部と佐用警察署の交通課と、それから光都土木事務所において事故防止現地検討会議が持たれたというふうに聞いております。

この事故防止現地検討会議は、道路における事故の発生状況や、道路の状況により、県警本部、また、佐用警察署交通課・道路管理者が当地において、安全対策等について検討する会議でありまして、その会議の結果、本交差点における事故の発生状況等を勘案して、交差点内に車両運転者から夜間の歩行者が見えやすくするために、先ほど申された北東部、ちょうど道の反対側ですね、北側の東側の歩道内に交差点照明が本年3月に設置をされたということでありまして。

また、この6月中には、先ほど、児玉議員申された陣屋門の下、カーブになっております。そういうことで、そこにも注意の看板が上にあると思うんですが、歩道というね、しかし、非常に小さくて見にくいということがありまして、交差点があるということでの横断者への注意ということを促すために、横断者注意の注意喚起看板ですね、これを、あそこカーブの前に設置をするというふうに、そういう対策をするというふうにお聞きしておりますので、6月中には、それは行うということでありまして、そういう対策は、ある程度考えて、県または、公安当局も考えていただいているということでございます。

また、その信号ということですが、ちょっと聞いたんですけども、やはり警察のほうにも、信号をつけたから安全というわけでもない。信号があると、横断者が信号を逆に無視した場合には、大事故になりますし、あそこの交差点の場合には、道の駅の、先ほど申しましたように入り口ということも兼ねておりますので、これはなかなか通常の交差点のような形にはできないだろうということで、今すぐ、信号をつけるというような考え方はないというふうに聞いておりますので、先ほど申しましたようなカーブ、一番危険であるというふうに、私らも感じているところに、かなり大きな注意看板を設置するというような対策、そういうことで、利用する人にも、また、皆さん、町民の皆さん、特に注意をしながら通行、または、あそこ道の駅を御利用いただきたいなというふうに思っております。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とします。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉君。

2番（児玉雅善君） ありがとうございます。

陣屋門下に看板が設置されるということで、大分、改善されるのではないかとはいえません。

ただ、今、ついている夜間の照明なんですけどね、夜間は、あそこ横断される方は、めちゃくちゃ少ないんですね。逆にね。

危ないのは、もう本当に昼間。特に、地元の者はわかっているから気をつけるんですけども、観光客の方は、本当に急に飛び出している方も、ちょいちょい見かけますので、本当に危険な交差点です。

引き続き、安全対策、くれぐれも大きな事故になってからでは遅いので、引き続き安全対策の面で進めていただければと思います。

そして、それに関連してなんですけれども、あそこの平福の道の駅の何と言うのかな、駅前の歩道のところ、あそこに花壇ではないですけども、歩道上に花壇のような植込みが

あるんですけれども、その管理も、一番元々は、あれ県土木がやるいう、管理をするという話だったと思うんですけれども、今はもう、ほとんど地元の方が管理している現状になっています。こういった面も何とか県のほうで、県土木のほうでやっていただけたらなと思っています。これは要望なんですけれども、そういった声を、地元でも聞いています。

それと、よくこの間も一応回避はされたんですけれども、何分大型車が多いもので、道路の傷みも結構ひどいんですね。近所の方が大型車が通ると、ガタン、ガタンという振動とかで、よく眠れないという方もいらっしゃいますので、道路管理面のこちらも、県土木に、よく理解していただいて、こまめに管理していただくようお願いしていただくよう、お願いしたいと思います。

以上もちまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 児玉雅善君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を3時15分からとします。

午後02時54分 休憩

-----  
午後03時15分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩と解き、会議を再開します。

13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、新年度からの佐用町南光歯科保健センターの訪問歯科診療についてと、子ども歌舞伎と農村歌舞伎舞台の存続運営についての2項目について、質問を行います。

まず、最初に、新年度からの佐用町南光歯科保健センターの訪問歯科診療についてを質問します。

3月の議会で、南光歯科保健センターは、平成30年4月から一般歯科診療を廃止して、予防・啓発・指導事業及び訪問歯科診療に特化した体制で運営を行うとの答弁があったところです。そこで、次の点について伺います。

1、医療機関に自力で通院できず、訪問歯科診療がなければ治療や予防指導を受けられない在宅の要介護者の実数はどれくらいあるのか。

2つ目に、新年度から歯科保健センター並びに地域の歯科医療機関による訪問歯科診療や訪問歯科衛生指導の実態はどのようになっていますか。

3つ目に、新年度の歯科保健センターの事業内容は、どのように住民に周知を図っておられますか。

以上、よろしくご回答お願いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君）            それでは、平岡議員からのご質問、第1点目の新年度からの南光歯科保健センターの訪問歯科診療についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本年3月の定例議会でもご答弁申しましたように、平成30年4月から南光歯科保健センターについては、一般歯科診療を廃止して、予防・啓発・指導事業及び訪問歯科診療に特化した体制で運営を行っております。

まず、1点目の医療機関に自力で通院できず、訪問歯科診療がなければ治療や予防指導が受けられない在宅の要介護者の実数がどれくらいあるのかということについてでございますが、要介護者や障害者などの訪問歯科診療は、要介護者等の実態把握を行うとともに佐用郡歯科医師会との連携のもとに、要介護者等の訪問歯科診療や訪問指導などの医療・介護が地域で担えるように地域包括ケアシステムの一環として推進をしていきたいと考えております。

こうした中で、昨年12月から町内の介護事業所やケアマネジャーの協力を得て、訪問調査をする際に口腔の健康状況についての聞き取りを実施していただき、その結果を記入したお口元気連携票を担当課である健康福祉課へ提出していただくことにより、実態把握を行ってまいりました。

今年3月末までに、提出のあった件数が515件であります。そのうち、歯や義歯の状態に何らかの問題がある方や食事が食べにくいと回答のあった方が177件でありました。

これらの対象者について、町の歯科衛生士等が5月下旬までに41件、自宅を訪問して実態調査を実施して、訪問歯科診療が必要であるかどうかを調べたところでありますが、自力での通院や家族の介助などにより歯科医療機関での受診が可能な方がほとんどで、訪問歯科診療が必要である方は、2件のみという結果でございました。

2点目の新年度から南光歯科保健センター並びに地域の歯科医療機関による訪問歯科診療や訪問歯科衛生指導の実態はどのようになっているかということでございますが、先ほど説明をいたしましたとおり、町の歯科衛生士等による訪問実態調査により、訪問歯科診療を必要とする方の把握に努めております。

訪問歯科診療については、全てを南光歯科保健センターが実施するのではなくて、まずは、佐用郡歯科医師会の歯科医療機関での訪問診療を優先し、対応が困難である場合に、佐用郡歯科医師会と南光歯科保健センターとが連携して、訪問歯科診療を実施することといたしております。

今年4月以降に、訪問診療が必要であったのは2件でございましたが、そのうち、1件を南光歯科保健センターで対応をしているところでございます。

町といたしましては、一般診療と同様に訪問歯科診療につきましても、全て町内の歯科医療機関での診療対応をしていただくように、佐用郡歯科医師会との調整を進めているところでございますが、歯科医師の都合などにより、訪問ができない場合に、南光歯科保健センターが訪問歯科診療の対応をいたしております。

3点目の新年度の歯科保健センターの事業内容は、どのように住民に周知を図っているのかということでございますが、既に広報3月号に、南光歯科保健センターの体制についての内容を掲載をし、住民の方へもお知らせをしているところであります。また、かかりつけの患者については、一般診療閉鎖のお知らせを昨年度中にハガキにおいて通知をいたしております。

受診中であった患者の皆さんへは、歯科医師や歯科衛生士から説明をして、特に、高齢の方については、さよさよサービスなどの外出支援サービスを利用した受診の勧奨や歯科相談も行って、スムーズに次の歯科医療機関への移行が図れるように、紹介状等の提供も

実施してまいりました。

以上、このご質問に対するこの場での答弁といたします。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 3月議会からの経過について、ご報告がありましたけれど、一番最初の一番目、医療機関に自力で通院できずに、訪問歯科診療がなければ治療や予防指導を受けられない在宅の要介護者の実数については、先ほどのご答弁の中では、結果的には訪問治療が必要であったのは2件であったということで、後は、自力であるとか、家族などの通院できる対象者であったという結果だったんですけど、私が町内の方の、いわゆる在宅での介護をされている、在宅介護をされている方の声として伺っているのが、そういう在宅で訪問治療をしてもらえると、そういうことについて知らないんだと。知りませんでしたという話を伺っております。

ですので、ここで訪問調査をされたということで、件数が3月末で515件なり、問題があったのは177件という数字が上がっているんですけど、これでいくと、この数で全て網羅して、町のほうでは対応したというふうに認識なんでしょうか。町民の方の、そうした声を聞く限りでは知らないという声をお聞きしております。ですから、その点、ちょっと食い違いがありますので、確認のところをしたいんですね。

それと、要介護認定者、いわゆる介護認定を受けられている方が、平成29年度、町の出しているさまざまな計画書の中で出されている、示されている人数で1,531人、平成29年度、そういう形で人数がありますので、そういう点では、訪問調査をされている内容と開きがあります。そういう点で、この調査のあり方について、もう一度、ご説明願いますか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） また、詳しい訪問なり、その実態については、担当課長のほかからもお答えするべきかと思えますけれども、一応、このそうした要介護の方々の状況ということの実態把握について、やはり町のそのために歯科衛生士がいますし、その歯科衛生士から直接、そうした方に訪問して確認をしていく。

ただ、やみくもに行くというのではなくって、この要介護なら認定を受ける時に、既に、訪問調査を、要介護調査をするわけです。

その時に、先ほど申しましたように、お口元気連携票というものを提出をしていただくようお願いをして、ここで必要な方について、訪問して、再度治療について指導をし、また、その訪問しかできない方には、訪問診療を、また、手当てをするということでやっております。

それで、その中で、実際に、全てのことはすぐいきませんから、4月からということで、この5月下旬までの41件に歯科衛生士が訪問をしているということでもあります。

これは、逐次、順番に、歯科衛生士のほうが、そうした計画のもとに確認をするように努めてくれております。

そういう中で、現在のところ2件のみという結果であったということであり、その1件

は、他の診療機関で先生が訪問をして、診療をしていただいたと、1件は南光歯科センターのほうで、新庄先生が行かれて、診察を、診療をされたということです。

その実数が違うとか、その聞いていないとかいうようなお話し、そういうことについて、平岡議員のほうへお話があったということなので、その時に、町のほうに問い合わせをいただいたり、少なくとも担当者、そういう体制でやっていますので、ぜひ聞いておられない方、広報で知らせてもわからない方もいらっしゃるかもわかりません。

それは、やはり皆さんで、周囲の者が、そういう相談を受けられた時に、こういうふうなところへ相談してもらい、こうなっていますよということを書いていただきたい。そのことはね。まず、それはお願いをしておきたいと思います。

それから、先ほどのような話で、まだまだ、そういう状態を把握していくためには、歯科衛生士だけでは、順番に回って行ったって、要介護者が1,500人もおられる中で、なかなか状況も逐次変わっていく中で追いつきません。だから、先ほど申したように、そうした介護認定を受けていただく時に、そうした実態調査、訪問してケアマネの方が行かれますので、その時に口の、こうしたお口元気調連携票というものをしっかり出していただいて、しっかりと、そういう対応ができるようにしていくという、このことが、きちっと機能していけば、それは十分に、そうした方への治療、医療なりというのを提供できるというふうに思っております。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君。

13番（平岡きぬゑ君） 聞いた時に、役場のほうに問い合わせしてほしいという、それはそれで、そのとおりであろうと思うんですけど、少なくとも、その介護認定を受けられた方と、いわゆる数で変動があるとは思いますが、1,500人からの方が対象者としてあるという実態については、もう既に町が把握しているわけですから、私は知らなかったという人が出てくること自体、スピード的に、まだ間に合っていないんだということであれば、私は理解できるんですけども、計画的に町のほうが介護認定を受けられる時に、包括支援センターで相談を受け、そして認定の手順が踏まれていきますけれど、そういう中で、既に認定を受けられている人、今からの人じゃなくって、受けられている人についてはどうですかというようなことは、最低、声がかかって当然だと思うんですけど、そういった計画、まだ、今からだというふうに、ちょっと今のご回答では理解できたので、そこらへんの計画は、どんなふうになっていますか。

介護認定者に対しての町の対応です。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 介護認定もたくさんの方が、毎月申請があって、審査を受けています。そのために、そうしたケアマネの方なんかは調査を、それぞれに行って、うちの保健師なんかも調査と一緒に行って状況を把握したりしています。

それから、やはり、介護認定を受けられた方も、固定するんじゃなくって、やっぱり症状が変わって進行したりします。だから、そのたびに介護度が上がっていくとか、そういうたびに、また、そういう調査を行ってやっているわけです。1回で終わっているわけじ



やないですね。

ですから、そういう中で、先ほど申しましたように、現在のところ 12 月からの、そうした介護事業所や、また、ケアマネジャーの協力を得て、既に、そうした要介護の方々のお口元気連携票というものを、調査したものを出示していただいて、それが既に 515 件あるということ、今、申し上げました。かなりの数です。

ですから、そういうことをやっていますので、確かに、それが漏れているとか、わからなかったという方がいらっしゃるかもしれませんが、それは、そうした介護事業所や、また、それに訪問に行って調査をする方々に、再度、また、その時に、ちゃんと見ていただく、それで町としては、そうした町の、今、歯科衛生士のほうが、そういう票をもとに適切な指導をしていく。その体制を、今後、継続していきたいということでありませう。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 当然、継続してほしいんですけど、実態の把握、一番最初のスタートの段階で、いわゆる介護が必要な人のお口元気連携票なり、そういった実態を調べる調査が、私は、まだ、行き届いていないと思うんですけど、だと思っているんですけど、その点は、もう十分やっていて、さらに、いろいろ変化があるから、そのことについてというふうなご回答のように思うんですけど、実際、住民の方の声であるとか、身近な者の、訪問のあり方などは、歯科の関係について尋ねても、えっ、ありましたね。そういえばというような、ちょっと遠いお話も、私は、実際、現実に関心しましたので、そういう実態もありますから、実態調査については、まず徹底してやってもらいたいんですけど、もうそれで十分だという認識だったらできないんですけど、そのへんは、お願いします。

議長（山本幹雄君） 指名してから立ってください。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほども、何回も申し上げておりますとおり、そうした 12 月から、そうした形で実態調査をしてきて、既に、515 件という件数、かなりの件数です。そういうものを把握しているわけです。だから、それが絶対漏れないとか、何とかは申しませんけれども、それなりに、きちっと準備をしてきてやっていますということ。

それから、これも実態調査というものは 1 回で終わるものじゃない。これから、介護の認定等、当然、変わられる。また、介護認定を再度受けられる方、そういう時にも、これは、保健師なり、またケアマネなんか訪問してるわけです。

だから、お口元気調査票というのは、そういう時に、お口のこと、歯のことも、ちゃんと確認をしてもらいましょうという形で、連携してやっているわけですから、だから、もし、その中で、そういうこと知らないとか、おかしいと言われるのだったら、どなたが、どれぐらいの率で言われているのか。

たまたま、平岡議員が、その方にひとつ聞かれて、知らなかったから、それができていないというふうに断定されるのも、私は、ちょっと状況について、十分、逆に把握されて

いないのかなという気もしますし、だから、そういう中で、今、うちの町の歯科衛生士のほうも、そうした方への直接訪問もして、調査をして、必要な方については、そういう対応をさせていただいております。

だから、それは、十分、そういう体制の中で機能しているというふうに、私は、思っております。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長が、そういう認識だということについて、私は、その数字的に、確かに 515 件というのは、大変な人数だと思うんですよ。

だけど、その 3 倍の認定者がいるという実態ね。私に対して、私が個別的に聞いたのは、お一人だったたり、また、身近な者であったりするかもしれないんだけども、3 倍の該当者がいるのでありますから、そこらへんは、行政としては、まだまだ不十分だという認識に立たないと、私はいけないと思うんですけど、これで十分だという認識が、私は、問題だと思いますが、町長が、今現時点では、そのようにおっしゃっているんですが、実態として、課長は、どのように思っておってんですかね。町長は、そういう認識ですけど。

議長（山本幹雄君） 課長ですか。

13 番（平岡きぬゑ君） 担当課長。

議長（山本幹雄君） はい、長峰課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 先ほど、要介護認定の方が佐用町内約 1,500 人いるということでしたけれども、その数字につきましては、私どもも認識をしております。

そのうち、施設に入所されている方、また、病院に入院されている方もいらっしゃいますので、私どもが対象といたしました 515 人につきましては、在宅で介護認定がされている方ということでございます。

それで、町内の 15 の在宅の介護支援事業所さんのケアマネジャーさんのほうにご協力を得て、介護認定をされている方につきましては、ケアプランを毎月立てられることになっておりますので、毎月訪問される中で、お口元気連携票、お口の健康が、また、身体上のトラブルも起こすということで、そういう趣旨のもとで、昨年 12 月に協力を得て、一斉に調べていただきたいということで、要請をさせていただきました。

そういった中で、上がってきた数字が 515 件ということでございますので、介護認定者約 1,500 人全員お口元気連携票の調査を行っているというわけではございません。

[高年介護課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 要介護認定者の話が出ましたので、私のほから補足をさせていただきたいと思います。

平岡議員おっしゃるように、要介護認定者は 1,520 人なり 1,530 人なりいらっしゃるわ

けです。そのうち、要支援1、2の方は300人ちょっといらっしゃいますので、その方々は元気でございますので、残りの1,200人余りが対象になってこようかと思えます。

でも、その1,200人余りのうち、施設に入所されている方、町内だけでも、施設の定員は437あるわけなんです。ですから、そのうち大体400人ぐらいは施設に入所をされておりますので、そこから400を引きますと、残りは800ですかね。それで、先ほど、長峰課長が申しあげましたように、入院されている方もいらっしゃいますし、介護サービスを全然受けておられない元気な方もたくさんいらっしゃるわけです。

ですから、そこを計算しますと、大体残りの800に近い数字になるのかなということで、健康福祉課の担当者からは、ケアマネジャーを通じて、この515で対象となるような方は、全員網羅しておると、私も聞いておりますので、数的には、大体合うのではないかと思います。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君。

13番（平岡きぬゑ君） 議会では、3月の議会でも一般質問しておりますけれども、その前に当局が、その歯科保健センターの今の施設を閉鎖するということに当たって、1月19日の全員協議会で保健センターの新年度からの体制についてという説明資料をいただいています。

そのセンターの4月からの運営について、私は、質問しておりますけれども、実際に、この実態調査などを、その時点では、NPO法人南光歯科保健研究会に対して、委託して、調査もしていくんだと、こういうようなことをおおむね1年間としてやるということなどを、議会の場では、正式の全員協議会の場で受けておりますけれども、実態としては、現在、そのようになっているのでしょうか。ちょっと、お伺いします。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） そのNPO法人で対応すると、それは途中、新しい体制を、この4月以降の歯科センターのあり方の議論の中で、確かに、そういった方法もあるということでありました。

そういうプロセスの中で、そういった説明もしたと思えますけれども、それにつきましては、歯科医師会、それとこのセンターで新庄医師も交えて、行政のほうで調整させていただいて、この4月以降につきましては、町でこの保健センターは一般診療はしませんけれども、センターとして残して在宅の訪問歯科診療に特化して、この体制でやっていくということで調整できた中で、4月以降、その対応をしているというところですよ。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 4月から、では、最初、1月に聞いていた状況から、状態としては、実態としては、変わってきて、協議がされて変わったということによろしいですね。

その上で、実際に歯科訪問診療を、いわゆる町内の郡の歯科医師会のほうで責任を持って診察というのか治療をしてもらうということで、結果的に、町の責任で、歯科センターで特化して、一般診療をやめてでも、この訪問診療を行おうという大きな方針で大転換をしたんですけれど、そういう中で、実態としてやられている件数が、結果的に、今のところ必要な人は2件で、そのうち1件を対応しましたということで、別に数が多いのいいということではないですけれども、そういう実態については、今の時点でしかあれですけど、今のご回答の中でしか質問できないんですけれど、どういう状況なんですかね。十分に訪問診療、私が、介護5の町内の方から、その訪問診療をしてもらえるんだしたら、それありがたいと。でも、そういうこと知らないから、知らないと言われてるんですね。

だから、もっと町民に対して、町は広報でお知らせしました。葉書で閉鎖をお知らせしました。行政の役割として、お知らせしたということの事実はそうなんだけど、実際に必要としている人に届いていないのではないかと思います。もっと、丁寧な対応が必要だと思うんですね。その丁寧さということについて、今の実態からいうと、それが欠けているんじゃないか。だから、そういうことになっているんじゃないかと推測するんですけど、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、平岡議員が推測をされているわけでありまして、実態は、私は、そうじゃない。実態が、現実、そういう形でやってみて、訪問診療だけでは、これは希望者が少ない。じゃあ、逆に、そうした介護を受けておられる方も、それぞれの診療機関のほうにも、自分では行けなくても、当然、家族の方が連れて行かれたり、また、多くの方が、先ほど、説明したように、そうしたいろんな施設のほうにも入所をされ、入院されております。そういうところで、ちゃんと受けられているわけです。

ですから、町としては、丁寧な対応ができていないというふうに言われますけれども、先ほど申しましたように、できる限りの、今、人員の中で、歯科衛生士も、実態、訪問して、実際に相談して、その中で、2件しかなかったということでありまして、ただ、待っていて訪問がなかったとか言っているわけではありません。何回も言いますが、

実際に、うちの歯科衛生士が行って、相談して、内容見て、診療が必要な人は診療を受けていただく。だから、それは、歯科センターだけが訪問診療をするということではない。これは、町内の歯科の診療所においても以前から訪問を診療をされている。そこにも力入れてやっておられる方もいらっしゃいます。先生も。当然、それは、そういう形でやっていただくということが一番いいわけでありまして。

それと、訪問ができないということが、訪問でなくて、やはり診療を受ける上では、やはり診察が、診療ができる器具のそろった、きちっとした、そうした医院で、医療器具のところで診療をしていただくということが、患者さんにとっても、本人にとっても一番いいわけです。

だから、訪問診療でできる範囲内というのは限られているわけです。簡単な診療器具しか持って行けません。それで、そこで全部できるわけではありません。

そういう意味で、今、うちの歯科衛生士も、そうしたお口元気連携票等に基づいて、再度、そこに訪問して、内容を確認して、その先生方を紹介したり、また、どうしてもでき

ないところは、そういう、うちの町のセンターで対応をしていると。それが、結果的に、実数としては1件だということだけのことです。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 歯の診療が、現実に1件だったと。

あと、歯科センターの大きな仕事として、保健指導というのも大事な仕事だということ、それは、いわゆる民間ではできない、行政としての役割なんですけれど、その点で、かつてこの4月から、平成30年からは会計上も特別会計で、いわゆる診療で診た、それが主な収入になって、そして、その会計を運営していく。その歯科保健センターの運営にすごく、そういう財源が充てられてきたのが、今度、一般会計ということで、いわゆる診療報酬の保険事業であるとか、そういうことも全部見るんじゃなくて、行政としての責任でやっていくということになりましたから、そういう点では、もっともっと先ほど、お口元気連携票で、必要な治療について、私の場合、ちょっと経験もしましたけれど、実際に治療が終わっても、衛生士さんからどうでしたかというような、後の保健指導というのはいないんですね。行政からは。そういうのは、町としては、私は、介護度がどんどん進まないために、これ以上、介護度が増えないために、前もって予防していくという、予防歯科の健診のあり方などは、行政として大事な仕事だと思うんですけど、それは、診療行為をしなくなったので、そういう点では、どんどん仕事としてはできるんじゃないかと思うんですけど、そのへんの点については、具体的に、どんなふうに、今、なっているんでしょうかね。はい、お願いします。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、平岡議員のほう、その歯の健康、保健指導等については、民間ではできないというふうに、はっきり言われましたけれども、それはちょっと、医療機関の先生方に対して、非常に失礼な話ではないかと思えます。

今、一般の歯科医院の先生方も、歯の健康、歯周病なんかの予防、そういうことについては、指導について、非常に力を入れて取り組んでいただいております。

それと、診療報酬で、今まで健康づくりをやってきたんだというふうに言われますけれども、少なくとも、これまでの南光歯科センターの特別会計の中で、診療報酬で非常に利益が上がって、それを活用して、そんな活動をしていたということではありません。足らなければ、一般会計から、当然、投入してきましたし、行政としては、それは当然、そういう町民の皆さんの健康づくりという中で、これはそうした予算措置をして対応していく。実施していくというのは、当然のことだというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） 予防についても、民間の歯医者さんも全くしていないんじゃないかと

て、やっておられます。そういうふうな形になりつつあります。

でも、最終的に全面的に、全ての町民の歯の健康について責任を持つのは、やっぱり行政ですよ。歯科センターを持っているという、そういうほかの自治体はない、私は、優れたものを持っていると思うので、そういうことを大いに、もっと發揮してほしいと思いますし、その実態調査についても、町が最終的には、委託ではなくて町の責任でやっていくというふうに、先ほど答弁もありました。

そういう点でも、やっぱりちゃんと責任を持って、最後までやっていただきたいし、それから、住民に対して、もっと周知のあり方を工夫して、1人ずつ、それぞれ違うんだから、1人ずつ大事にしていくということで、本当に困っておられる方もありますから、そういう点で改善していかなければならないと、私は思うんですけど、その点、町としては、どのように、周知のあり方、必要だと思えますけれど、どうお考えですか。計画を聞かせてほしいんです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） まず、保健指導の件なんですけれども、先ほど、実態調査の中で、177人の方が訪問なりが必要だということで、その中で、5月までに41件訪問調査をしております。その中で、訪問調査を実施いたしますのは、町の歯科衛生士がやっておりますので、実際に訪問調査の時点で、お口の中の確認をさせていただきますと、その時に、保健指導等をあわせてやっております。

また、残りの方につきましては、順次、電話連絡等をいたしまして、訪問が可能な段階になりましたら、訪問のほうを継続してやっていくということで、計画をしております。

それから後、その他の年齢層の方ですけれども、南光歯科保健センターとか、町の歯科衛生士のほうは、妊娠期から高齢期まで、各幼児期とか学齢期とか成人期とか、そういったタイミングで、特に幼児期におきましては、6カ月健診とか、1.5歳児健診とか、そういった時に歯科の健診もあわせてしておりますし、また、成人の方につきましても、町の特定健診の時にあわせて歯科健診のほうをしておりますので、そういったタイミングで歯科指導のほうもあわせてやっていくという実態でございます。

それで、今後の歯科保健センターの機能についての啓発ということでございますけれども、確かに、今まで広報の3月号に掲載したりとか、あとこれまで歯科保健センターをご利用になった方には、個別にお知らせ等はしておりますけれども、行き届いていないという部分がありましたら、できましたら、どうしたらいいかというようなことは、先ほど言いましたように、ケアマネジャーさんのほうとか、あと障害をお持ちである方につきましては、障害者の施設をご利用でありましたら、そういったネットワークを通じて町のほうにご連絡をいただければ、歯科衛生士が対応したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君）　　そうですね、診療とあわせて、予防歯科健診を重点にしてやっていくということで、引き続き健康づくりのもとになりますから、今後も発展させていただきたいというふうに思います。

それと、いろいろ先ほど、施設の関係が、ちょっと出て、説明の中であったかと思うんですけど、障害を持たれている方などの施設、あるいは要介護施設などで、そういうサービスが、先ほど、実際にやらないというのか、打ち切られたという実態もあったので、今、課長の答弁だと、また、連絡していただければ、ちゃんと対応、町として対応していきますよということで、理解させていただいてよろしいんですね。じゃあ、そういうことで、はい、わかりました。

〔副町長 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　坪内副町長。

副町長（坪内頼男君）　　最後の施設の入所をされている障害を持った方で、在宅の訪問歯科、施設に来て、先生に来てもらって歯を診てもらいたいという方の話ですね。

最後、施設に入所をされている身体障害者、体の不自由な方で、歯の治療を要する人の対応という話でしたね。

13 番（平岡きぬゑ君）　　はい。

副町長（坪内頼男君）　　そのことについては、前もご説明したと思うんですけども、南光歯科センターについては、在宅で寝たきりとか、要介護を要する方の訪問歯科診療、在宅者訪問歯科診療に特化するということで、施設については、それぞれ施設の管理者の方とご相談し、また、医師会ともご相談させていただいて、医師会のほうも前向きに、そういう取り組み、対応も考えていただいていますので、そういう方向で対応していただくということで、今、調整しておりますので、そういうようにご理解お願いしたいと思います。

議長（山本幹雄君）　　よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君）　　それでは、歯科保健センターの関係については、以上で終わります。2つ目の質問に入ります。

子ども歌舞伎と農村歌舞伎舞台の存続運営についてを質問します。

農村歌舞伎舞台は、上三河の舞台とも言われ、地域の方々や近くにある三河小学校の児童による子ども歌舞伎の取り組みを通して、地域全体で播州歌舞伎の伝統を大切に守り継承されています。

そこで、1つ目にお伺いします。舞台の修繕についてです。建具の修繕など関係者から修繕してほしいという声ですが、あります。聞いておりますが、町として把握しておられますか。その実態について伺います。

2つ目に、子ども歌舞伎など伝統文化を大切にしたい取り組みを今後も続けていくために、町としての考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

議長（山本幹雄君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、子ども歌舞伎と農村歌舞伎舞台の存続運営についてというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の舞台の修繕について、特に、建具の修繕など関係者から声があるが、把握しているかというご質問でございますけれども、私は、そういうことは聞いておりませんし、担当者も聞いておりません。建具についてですね。それが、なぜ、平岡議員のほうにお話されて、実際に担当したり、必要なことを担当している支所の担当者がおられますけれども、そういうところが聞いていないのか、ちょっと、おかしいではないかということ、支所のほうにも言っておりますけれども。

実際に、この歌舞伎の舞台については、上三河の保存会により管理をしていただいております。通常、その修繕等については、それらの保存会の管理の範疇でやっております。しかし、当然、これは文化財としての登録もしてあります。

ですから、そうした大きな修繕なり、文化財にかかわるような修繕、そういうことであれば、これは関係機関とも協議をしなければなりませんし、また、当然、簡単に修理ができることと、また、簡単にできないこともあります。

そういう意味で、また、保存会のほうにも、そういう要望があり、問題が把握されているのであれば、それもうすぐに担当者のほうなり、また、教育委員会のほうに、保存会としての責任として知らせていただくことを、また、お話をさせていただきます。

また、建具ではありませんけれど、これ毎年、消防においても、文化財としての査察を受けておまして、自動火災報知機等の点検も行っております。そういう中で、消防のほうから指摘をされた機器の不具合、こういう点については、今年度、既に予算化をして、修繕を行う予定にしております。

次に、2点目の子ども歌舞伎など伝統文化を大切にしたい取り組みを今後も続けていくために、町はどのように考えているかということですが、これは、南光子ども歌舞伎につきましては、平岡議員は、もう地元の議員さんとして、十分ご存じのことなので、私から、それをあえて、また、説明をする必要はないんですけれども、また、この一般質問をご覧になっている町民の方々もいらっしゃいますので、少し、経過というもののお話をさせていただきます。

南光の子ども歌舞伎につきましては、三河小学校における、始まりは、全国へき地教育研究大会での発表を契機として平成4年に三河小学校児童23名によって、南光子ども歌舞伎クラブが発足を、平成5年度より国の重要有形民俗文化財に指定をされました上三河農村舞台での公演を2年に1度ずつ行って、これまで来たという経緯であります。

しかし、現在ではクラブの児童数が、団員ですね、3名まで減少して、今、今年4月に入った新1年生2名が入ってほしいということで、ある程度、そういう話がされているという状況であるというふう聞いております。

また、発足当初から多可町の嵐獅山先生の指導を受けて、週1回の指導を三河で行ってきております。この長年、指導をいただきました嵐獅山先生が、平成28年に亡くなられて、現在は阪東八重子先生の指導を受けて続けているわけでありまして、阪東先生におかれましても、高齢でもあり、今後の指導者について、非常に懸念をしているところでございます。



町といたしましては、伝統文化として、こうした南光子ども歌舞伎クラブ、この活動を継続を、何とかしていきたい。そういう思いで、地域の皆さん方とも、いろいろと協議をした中で、これまで南光地域や三河地域以外、それを団員の募集を広げて南光地域全体や佐用町全体に参加の呼びかけを行ったということはございますが、なかなか、そうした形での参加の児童を得ることが難しかったということが現実でございます。

伝統文化を大切にすることというのは、当然、町としては、一番基本的な方針の中で、堅持をして対応しているわけでありまして、財政的には子ども歌舞伎育成会に毎年 160 万円の予算措置をずっとしてきておりますし、そういう財政的な面での町としての取り組みはご存じのとおりであります。

しかし、こうした伝統芸能ですね、これは人が行うものでありまして、団員が当然いなければ、まず、どうしても、こういう活動はできません。このことにつきましては、今後、農村歌舞伎の、今の舞台を保存していただいております舞台の保存会の皆さん、そして、育成会の皆さん、地域の皆さんと協議をして、今後、存続ができるように努力をしたいというふうに考えておりますけれども、いかんせん、まずは児童数が少なくなっていることと、それと、やはり児童においては、発足した当時と比べて、いろいろな活動、クラブ活動、特にスポーツ等をやりたいという、そういう希望が非常に強いということを聞いております。

そういうことで、なかなか子ども歌舞伎を、実際にやっていこうと、これは強制はできませんので、なかなか児童として、子ども歌舞伎に興味をもってやろうという形にならないのと、また、父兄においても、やはり子供の意思を尊重して、子ども歌舞伎よりかは、いろいろな外でのクラブ活動、スポーツ、そういうことにも参加をされているのが現状であります。その点、なかなか団員を、これから確保していくということが難しい。

それと、もう 1 つは、先ほど申しました指導者ですね。こうした子ども歌舞伎でありますから、その子ども歌舞伎の宿命として、児童が小学校を卒業すれば、後はまた、次、新しい人が入っていく中で、その指導者、この 20 何年の活動があるわけですがけれども、実際に、三河地域の中で、子供の時に歌舞伎をやって、後、そうした次に、その下の子供たちを指導できるような取り組みがなされてこなかったと。できておりません。

ですから、よそから、そうした指導者を招くといっても、歌舞伎自体が、特に、農村歌舞伎自体が、もう全国的に、ほとんど消滅をしていっている中で、そうした指導者の方も、あったとしても今回のようにご高齢です。

ですから、指導者がなければ、これもまた、そうした活動が難しいという点、この点につきましては、もう一番側におられます、平岡議員、一番よく状況はご存じのことと思います。ですから、どうするべきか、近々、また、この育成会、子ども歌舞伎の育成会等もありますから、議員としても、地域の皆さんとも、いろいろと適切な方向を考えていただきたいということを、また、お願いして、答弁にかえさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初の修繕の関係なんですけれども、建物の全体の大きな物については、当然、町のほうで対応して下さってきた経過があります。

ただ、中の建具のふすまであるとか、そういう物については、まだ、十分ではないのではないかという声を、私は、お聞きしたので、そういう関係者からの声がありますかということで、質問項目に上げさせていただきました。

当然、町長が知らないとかいうのは、予算の関係であるとか、最終的に判断するところへきて、初めて、町長のところに声が上がるのかなと、今、ご回答受けていて思ったんですけど、当然、私は、声を聞いたら担当者に尋ねたり、どういう状況なんですかということの問いかけはしております。

その中では、明確なあれはないので、一般質問という形で、議員として質問を取り上げさせていただきました。

おっしゃるように、育成会のほうなどで、皆さん、そろって、いろいろ協議もされているということも、今まで、そのとおりですので、そういった中で、そういう建具のことであるとか、これからの子供たち、学校で少なく、参加する子供が減ってきているいうのも実態あります。

こういったことが、ちゃんと話し合われて、役場のほうからも、今、南光支所が担当はしているんですけど、大事な取り組みというか、継続していくために、町としても支援を手厚くしていただきたいなど、これは私の要望ですけど、思っております。よろしくをお願いします。

何か、答弁あれば。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、最初に言われたこと、腑に落ちないというのか、一言、お答えしておかないかんかなと思うんですけども、全てのことは、予算が上がって来たら、私が把握するというようなね、そこで判断する。そうじゃないですよ。

やはり、そういう要望なり、そういうものは、いろいろと内容によってはね…。特に、農村舞台というのは、先ほど申しましたように文化財です。ふすまと言っても、回り舞台のふすまがあったり、いろいろと、それは中の設備として、そのもの全体が、やはり有形文化財として登録を受けているわけですから、そういう問題があれば、当然、保存会の方も、自分たちで簡単に取りかえるわけにはできないでしょうし、これは、それを見ている教育委員会文化財係のほうも把握をしておかないかんことですし、そういう連携の中で、町の南光支所が担当しておりますけれども、舞台保存そのものが、南光支所が、そのまま全て担当しているわけじゃありませんから、こちらのほうに、そういう話が、当然あって、そこで、どういう状況かを、しっかりと調査をして、必要であれば、当然、修繕もしなければなりません。

ですから、そういう形で、全てのことが、この舞台の予算というものは、最終的に組み立てて、最終的に私が決裁をしておりますけれども…はい。

また、そうした中で、平岡議員も十分に、そうした活動の実態というのは、非常に厳しい状況があるということは、十分把握いただいているわけでありまして、南光支所のほうが担当していると言っても、これは町の南光支所です。ですから、町側としてじゃなくて、南光支所が担当しているということは、町が担当しているという部分について、ここは担当者のほうも、皆さんとの、どうして、今後していくのかと、どういうふうに対応していくのか、これは、協議をしていくということしか、今のところお答えのしようがないわけでありまして。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、終わります。

議長（山本幹雄君） 平岡きぬゑ君の発言は終わりました。  
お諮りします。あと 5 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。  
次の本会議は、明日 6 月 8 日、午前 10 時より再開します。  
本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 4 時 1 3 分 散会

---